

令和 7 年 12 月 11 日

日野川流域治水協議会委員 各位

日野川流域治水協議会 事務局

第 11 回 日野川流域治水協議会の開催について(書面)

平素より流域治水プロジェクトについて、ご理解とご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、第 11 回日野川流域治水協議会を書面にて開催いたします。下記内容に沿って資料のご確認をお願いいたします。

また、日野川流域治水協議会事務局（日野川河川事務所）で作成いたしました内外水統合型リスクマップについては、公開に関する表決を行います。つきましては、別紙の書面表決書に沿って回答いただき、協議会事務局までご提出をお願いします。

記

1. 内容及び送付資料

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1) 流域治水プロジェクト 2. 0 更新について | : 資料 1 |
| 2) 日野川水系「流域治水」事例集（更新版） | : 資料 2 |
| 3) オフィシャルサポーター制度について | : 資料 3 |
| 4) 内外水統合型リスクマップについて | : 資料 4 |
| 5) 特定都市河川について | : 資料 5 |
| 6) 内外水統合型リスクマップの公表に関する書面表決書 | : 別紙 1 |

2. 書面表決書の提出期限及び連絡先

期限 令和 7 年 12 月 24 日（水）

提出先 日野川流域治水協議会事務局

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 流域治水課

電話：0859-27-2420(課直通)（担当:鷹家、岩井）

書面表決書

令和 年 月 日

協議会委員名： _____

第 11 回日野川流域治水協議会における下記議案について、次の通り表決します。

議案	承認する	承認しない
内外水統合型リスクマップを事務局（日野川河川事務所）Web サイトで一部公開することについて		

「承認する」・「承認しない」いずれかの欄に○印を記入してください。

（承認しない場合には、ご意見を記入して下さい。）

※書面表決について、令和7年12月24日（水）までに下記担当までメールにて提出をお願いします。

〈提出・問合せ先〉

日野川流域治水協議会事務局

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 流域治水課

電話：0859-27-2420(課直通)

(担当：鷹家、岩井)

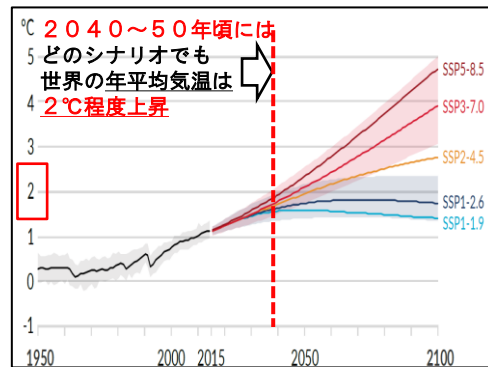
流域治水プロジェクト2.0について

流域治水プロジェクト2.0

～気候変動下で水害と共生する社会をデザインする～

■現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算。
- **現行の治水対策が完了したとしても治水安全度は目減り**
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの関心の高まりに伴い治水機能以外の多面的な機能も考慮する必要
- インフラDX等の技術の進展



気候変動 シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇相当	約1.1倍

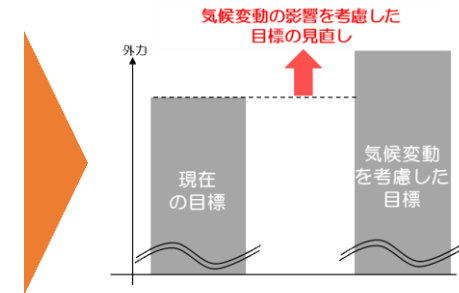
降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な 傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

※流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は一級水系の河川整備の基本とする洪水規模（1/100～1/200）の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値

■流域治水プロジェクト更新の方向性

- 気候変動を踏まえた治水計画に見直すとともに、流域対策の目標を定め、あらゆる関係者による流域対策の充実
- 対策の“量”、“質”、“手段”の強化により早期に防災・減災を実現
- **気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方向性を『流域治水プロジェクト2.0』として、全国109水系で順次更新し、流域関係者で共有**



河川整備計画等についても、
**気候変動を踏まえ安全度を維持するための
目標外力の引き上げが必要**

■流域治水プロジェクト2.0のフレームワーク～気候変動下で水害と共生するための3つの強化～

“量”の強化

- ◆ 気候変動を踏まえた治水計画への見直し（2℃上昇下でも目標安全度維持）
- ◆ 流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進
- ◆ あらゆる治水対策の総動員

“質”の強化

- ◆ 溢れることも考慮した減災対策の推進
- ◆ 多面的機能を活用した治水対策の推進

“手段”の強化

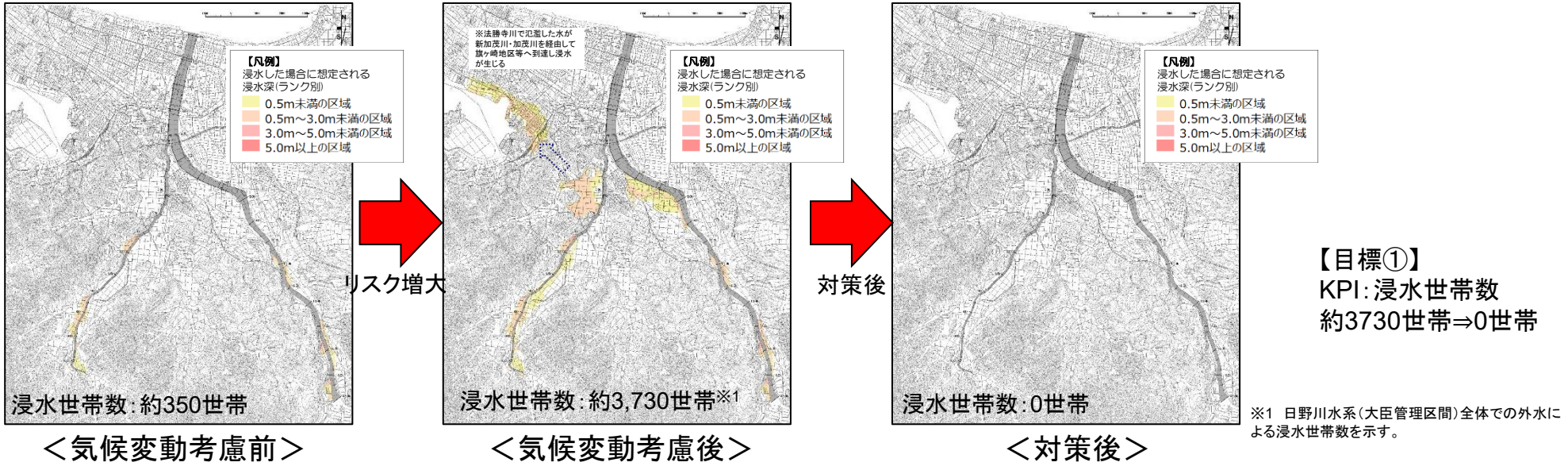
- ◆ 既存ストックの徹底活用
- ◆ 民間資金等の活用
- ◆ インフラDX等における新技術の活用

水害から命を守り、豊かな暮らしの実現に向けた流域治水国民運動

気候変動に伴う水害リスクの増大

○戦後最大流量を記録した昭和20年9月(日野川本川)、昭和34年9月(支川法勝寺川)洪水に対し、2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水が発生した場合、日野川流域では浸水世帯数が約3,730世帯(現況の約11倍)になると想定され、事業の実施により、浸水被害が解消される。

■気候変動に伴う水害リスクの増大



■水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

【目標①】気候変動による降雨量増加後のS20.9、S34.9洪水規模に対する安全の確保

種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	日野川河川事務所	約3,730世帯※1の浸水被害を解消	河道掘削176千m ³ <現計画の1.2倍> 築堤11km 堰改築等8基	概ね20年
被害対象を減らす	米子市	安全なまちづくり	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の策定及び居住誘導	継続実施
被害の軽減・早期復旧・復興	鳥取県、米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、気象台	命を守る避難行動	支え愛マップの取り組み支援等による地域の防災体制づくり等	継続実施

【目標②】日野川流域における内水被害の軽減

種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	米子市	浸水の防止・軽減	雨水管理総合計画に基づく内水浸水対策	継続実施
	鳥取県	浸水被害を軽減	排水施設整備	概ね3年
被害対象を減らす	米子市	安全なまちづくり	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の策定及び居住誘導	継続実施
被害の軽減・早期復旧・復興	鳥取県、米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、気象台	命を守る避難行動	支え愛マップの取り組み支援等による地域の防災体制づくり等	継続実施

日野川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～ひと・ものが行き交い、暮らし豊かな日野川流域を総力で守る流域治水対策～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、日野川水系においても、以下の取組みを一層推進していくものとし、更に大臣管理区間において、気候変動（2℃上昇）下でも目標とする治水安全度（年超過確率が日野川本川1/30程度、支川法勝寺川1/10程度の洪水）を維持するため、戦後最大流量を記録した昭和20年9月（日野川本川）、昭和34年9月（支川法勝寺川）洪水に対し、2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水を、安全に流下させることを目指すとともに多自然川づくりを推進します。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。

○気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化という新たな課題や、流域の土地利用の変遷に伴う保水・遊水地域の減少等を踏まえ、将来に渡って安全な流域を実現するため、浸水リスクが高い地域において特定都市河川浸水被害対策法の指定の検討を含め流域対策の強化を進めます。

【位置図】



【凡 例】

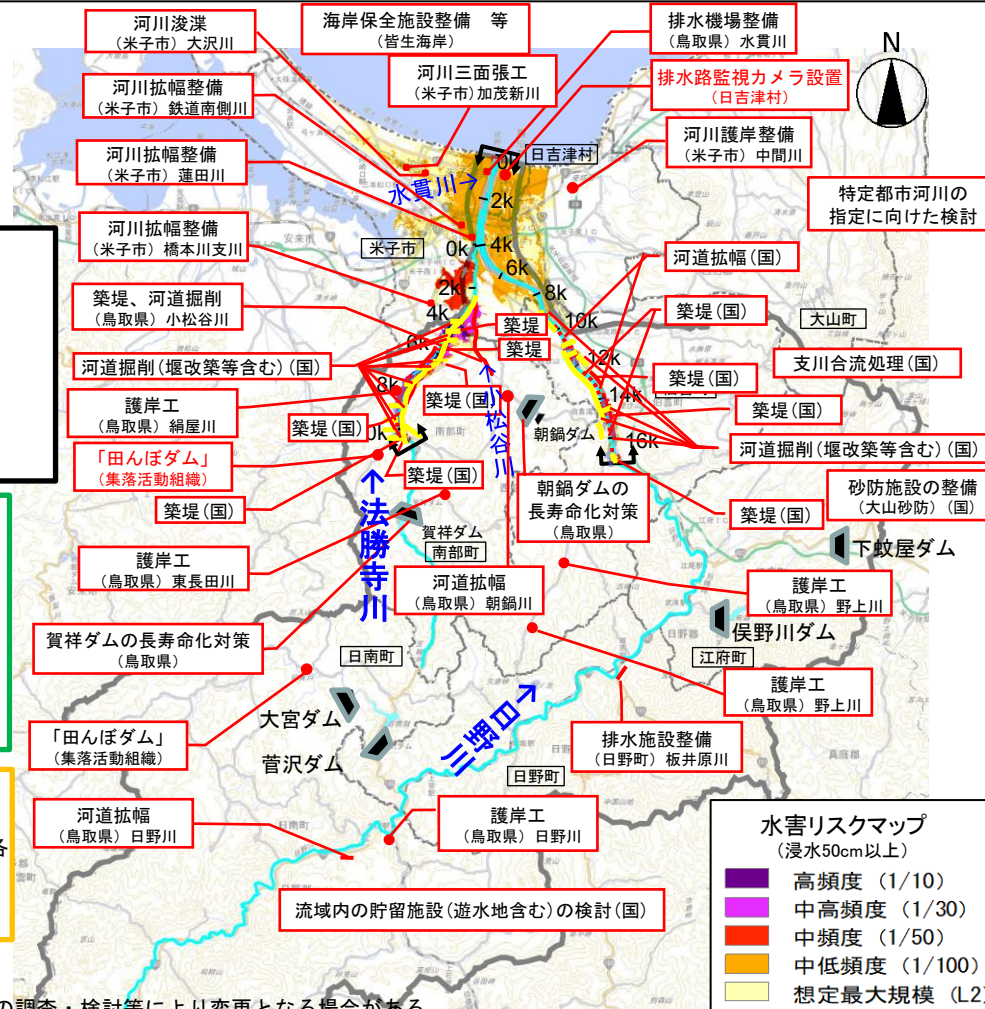
- 国直轄区間
- 堤防の築堤等
- 樹木伐開・河道掘削等
- 堰改築等

流域内において、広範囲に取組む対策

- 1) 河川整備
・河道掘削・樹木伐採・堤防強化（県）
- 2) 河川への急激な雨水流出の抑制
・農地の保全
（多面的機能支払・中山間直接支払の活動組織）
・間伐等の森林整備
（鳥取森林管理署・県・森林整備センター）
・雨水浸透阻害行為に対する
雨水貯留・浸透対策の協力要請（各機関）
- 3) 河川への土砂流出を抑制、土砂災害の軽減・防止
・治山・砂防施設整備・長寿命化対策（県）

被害対象を減少させるための対策

- ・土砂災害特別警戒区域内に所在する住宅や避難所の建替え等の支援（県・各市町）
- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の策定及び居住誘導（米子市）



■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・築堤、河道拡幅、河道掘削、堰改築、樹木伐開 等（国・県・米子市）
- ・排水機場整備、排水施設整備 等（県）
- ・利水ダム等を含む6ダムにおいて、事前放流等の実施・体制構築（関係者：国、県、気象台、中国電力（株）等）
- ・農業用ため池による事前放流の実施（県）
- ・間伐等の森林整備 等（鳥取森林管理署・県・森林整備センター）
- ・治山・砂防施設の整備・長寿命化対策 等（国・県）
- ・土砂・洪水氾濫対策の検討（国・県）
- ・ダムの長寿命化対策（国・県）
- ・雨水管理総合計画に基づく内水浸水対策（米子市）
- ・雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留・浸透対策の協力要請（各機関）
- ・「田んぼダム」による流出抑制対策（集落活動組織）
- ・流域内の貯留施設（遊水地含む）の検討（国）

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・支え愛マップの取り組み支援等による地域の防災体制づくり（県・各市町村・気象台）
- ・防災学習、研修等を通じた地域住民への意識啓発（県・各市町村・気象台）
- ・あんしんトリピーメール等の情報配信ツールを活用した防災情報の提供（県・各市町村）
- ・マイ・タイムラインの作成（国・県・各市町村・気象台）
- ・水位計・監視カメラの設置（国・県・日吉津村）
- ・インフラDXにおける新技術の活用（国）
- ・要配慮者が確実に避難できる避難計画作成等の支援（県・各市町村）
- ・感染症にも配慮した、あらゆる人が避難しやすい避難所環境整備（県・各市町村）
- ・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害防止対策の推進（県）
- ・土砂災害警戒情報と危険度情報の提供（県）
- ・気象情報の充実、予報精度の向上（気象台）
- ・中小河川の浸水想定区域図の作成（県）
- ・避難ノートの活用及び普及推進（米子市）

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画変更の過程でより具体的な対策内容を検討する。

日野川水系流域治水プロジェクト

	氾濫を防ぐ・減らす	被害対象を減らす	被害の軽減・早期復旧・復興
“量”の強化	○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持) ＜具体的取組＞ ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくハード対策 ・間伐等の森林整備 ・治山・砂防施設の整備・長寿命化対策等 ・流域内の貯留施設(遊水池含む)の検討 ・雨水管理総合計画に基づく内水浸水対策 ○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進 ＜具体的取組＞ ・排水機場整備、排水施設整備等 ・間伐等の森林整備等 ・土砂・洪水氾濫対策の検討 ・雨水貯留・浸透対策の協力要請		○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持) ＜具体的取組＞ ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくソフト対策
“質”の強化	○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持) ＜具体的取組＞ ・ダム・の長寿命化対策	○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体的取組＞ ・土砂災害特別警戒区域内に所在する住宅や避難所の建替え等の支援 ・立地適正化計画の策定及び居住誘導	○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体的取組＞ ・支え愛マップの取組み支援等による地域の防災体制づくり ・防災学習、研修等を通じた地域住民への意識啓発 ・あんしんトリプルメール等の情報配信ツールを活用した防災情報の提供 ・マイ・タイムラインの作成 ・水位計・監視カメラの設置 ・要配慮者が確実に避難できる避難計画作成等の支援 ・感染症にも配慮した、あらゆる人が避難しやすい避難所環境整備 ・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害防止対策の推進 ・土砂災害警戒情報と危険度情報の提供 ・避難ノートの活用及び普及推進(米子市)
“手段”の強化	○既存ストックの徹底活用 ＜具体的取組＞ ・利水ダム等の治水活用 ・農業用ため池による事前放流の実施 ・「田んぼダム」による流出抑制対策		○インフラDX等における新技術の活用 ＜具体的取組＞ ・三次元河川管内図の整備(DX) ・排水機場の遠隔監視・操作化(DX) ・水害リスクデジタルマップの拡充 ・オープンデータ化(DX) ・既設ダムの運用高度化の取組(DX) ・気象情報の充実、予報精度の向上(気象台) ・中小河川の浸水想定区域図の作成(県)

※ 上記の他、特定都市河川の指定に向けた検討を実施し、上記対策を推進。

グリーンインフラ
自然と共に創る社会インフラ

●グリーンインフラの取組 『アユ、サケ、ヨシノボリ類を指標とした動植物の生息・生育環境の保全・再生』

○日野川水系においては、河道掘削、堰改築等にあたり、アユ、サケ、ヨシノボリ類などを指標とする動植物の生息・生育環境の保全・再生を目標として、魚類等生物移動の縦断的連続性を確保するなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進します。



日野川

河道掘削

平水位

＜掘削における
●水際付近の掘
な生息・生育・繁
移行帯が形成さ
●断面形状は凹
で、多様な河川環

- 水際付近の掘削形状は、生物の多様な生息・生育・繁殖環境に配慮し、水陸移行帯が形成されるように緩傾斜とする。
- 断面形状は凹凸のある形状とすることで、多様な河川環境の再生に配慮する。

- ・アユ、サケの産卵場となる瀬・淵や水際植生等の生物の生息・生育・繁殖環境への配慮
- ・地域ニーズを踏まえた賑わいのある水辺空間創出への連携・支援

河道掘削(国、県)	生物の多様な生息環境の保全
農地の保全(多面的機能支払 中山間直接支払の活動組織)	良好な景観、地域社会形成
間伐等の森林整備(鳥取森林 管理署・鳥取県 森林整備センター)	雨水の貯留・浸透による防災・減災
多様な森林造成 (森林整備センター)	生物の多様な生息環境の保全
治山・砂防施設整備(県)	生物・景観に配慮した施設

5

日野川水系流域治水プロジェクト2.0【流域治水の具体的な取組】

～ひと・ものが行き交い、暮らし豊かな日野川流域を総力で守る流域治水対策～

R7.11月更新

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備（見込）



整備率：80%

（概ね5か年後）

農地・農業用施設の活用



8市町村

（令和6年度末時点）

流出抑制対策の実施



0施設

（令和5年度実施分）

山地の保水機能向上および
土砂・流木災害対策



治山対策等の
実施箇所 6箇所
（令和6年度実施分）

砂防関連施設の
整備数 5施設
（令和6年度完成分）
※施工中 36施設

立地適正化計画における
防災指針の作成



1市町村

（令和6年7月末時点）

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水想定
区域 4河川
（令和6年9月末時点）

内水浸水想定
区域 1団体
（令和6年9月末時点）

高齢者等避難の
実効性の確保



洪水 251施設
避難確保
計画 土砂 40施設
（令和6年9月末時点）

個別避難計画 7市町村
（令和5年1月1日時点）

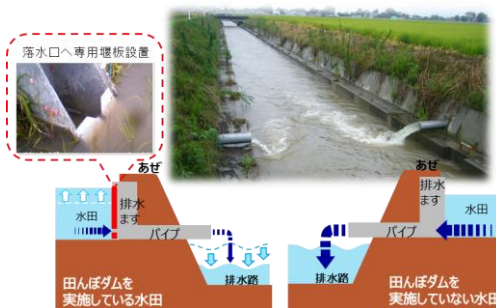
R8.4月頃更新予定

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

【農業用施設を活用した洪水対策の取組み】



防災重点農業用ため池改修（鳥取県）



「田んぼダム」の取組み（集落活動組織）

日野川流域では、ため池改修に併せて洪水吐きヘスリットを設けるなど事前放流対策を実施しています。また河川への流出を抑制するため、「田んぼダム」の取組みを実施しています。

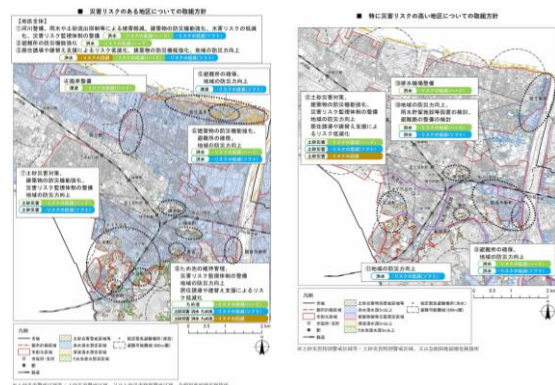
被害対象を減少させるための対策

【立地適正化計画における防災指針の取組】

（米子市）

■防災まちづくりの将来像

市と市民が丸となって防災・減災に取り組む、快適で災害に強い安心・安全なまちよなご



被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

【地域の防災体制づくり】



マイ・タイムライン講座の開催(国)



街角で浸水深を掲示したり、世帯ごとの「マイ・タイムライン」、集落ごとの「支え愛マップ」を作成することにより、防災意識の向上及び円滑な避難行動を促します。

計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むため、立地適正化計画に防災指針を定めた。

日野川水系 「流域治水」事例集

更新版

令和7年11月更新分は、赤字もしくは[]
で示しています。
14ページ(鳥取県)と22ページ(江府町)は、
新規取組です。

日野川流域治水協議会

対策事例集 目次（１）

項 目		事業主体	ページ
日野川水系流域治水プロジェクトの概要			3
グリーンインフラの概要			4
1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策			
1) 洪水氾濫対策			
1	日野川河川改修	日野川河川事務所	5
2	法勝寺川河川改修	日野川河川事務所	6
3	砂防堰堤の整備	日野川河川事務所	7
4	河道掘削・樹木伐採	鳥取県	8
2) 内水氾濫対策			
5	排水施設・ポンプ	鳥取県	9
6	車尾地区浸水対策事業（鉄道南側川改良事業）	米子市	10
7	観音寺地区浸水対策事業（蓮田川改良事業）	米子市	11
8	雨水管理総合計画の策定	米子市	12
3) 流域の雨水貯留機能の向上			
9	雨水貯留タンクの設置	日野川河川事務所	13
10	雨水貯留タンクの設置	鳥取県	14
11	「田んぼダム」による流出抑制対策	鳥取県	15

対策事例集 目次（2）

2.被害対象を減少させるための対策		事業主体	ページ
1)水災害ハザードエリアにおける土地利用や住まい方の工夫			
1	立地適正化計画における防災指針の検討	米子市	16
3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策			
1)避難体制等の強化			
1	防災学習，出前講座，研修，訓練を通じた地域住民・企業等への意識啓発	日野川河川事務所	17
2	防災学習，出前講座，研修，訓練を通じた地域住民・企業等への意識啓発	鳥取地方気象台	18
3	防災学習，出前講座，研修，訓練を通じた地域住民・企業等への意識啓発	鳥取県	19
4	防災学習，出前講座，研修，訓練を通じた地域住民・企業等への意識啓発	米子市	20
5	防災学習，出前講座，研修，訓練を通じた地域住民・企業等への意識啓発	江府町	21・22
6	防災学習，出前講座，研修，訓練を通じた地域住民・企業等への意識啓発	日野町	23
7	ひの防災福祉コミュニティセンターの設置・運営	日野町	24
8	河川カメラの設置	日吉津村	25
9	ため池監視カメラの設置	鳥取県	26
10	災害リスクの現地表示	鳥取県	27
11	県中小河川浸水想定区域図の策定	鳥取県	28
12	農業用ため池ハザードマップ作成	米子市	29
13	メディアを通じた流域治水の広報	日野川河川事務所	30
4.グリーンインフラの取組			
1	日野川における水生生物保護の取組	日野県土整備局 日南町	31
2	法勝寺川水辺の楽校の整備	日野川河川事務所 米子市	32

日野川水系流域治水プロジェクト

ー ひと・ものが行き交い、暮らし豊かな
日野川流域を総力で守る流域治水対策 ー

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、日野川水系においても、以下の取組みを一層推進していくものとし、更に大臣管理区間において、気候変動（2℃上昇）下でも目標とする治水安全度（年超過確率が日野川本川1/30程度、支川法勝寺川1/10程度の洪水）を維持するため、戦後最大流量を記録した昭和20年9月（日野川本川）、昭和34年9月（支川法勝寺川）洪水に対し、2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水を、安全に流下させることを目指すとともに多自然川づくりを推進します。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。
- 気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化という新たな課題や、流域の土地利用の変遷に伴う保水・遊水地域の減少等を踏まえ、将来に渡って安全な流域を
- 実現するため、浸水リスクが高い地域において特定都市河川浸水被害対策法の指定の検討を含め流域対策の強化を進めます。

【位置図】



【凡 例】

- 国直轄区間
- 堤防の築堤等
- 樹木伐開・河道掘削等
- 堰改築等

流域内において、広範囲に取組む対策

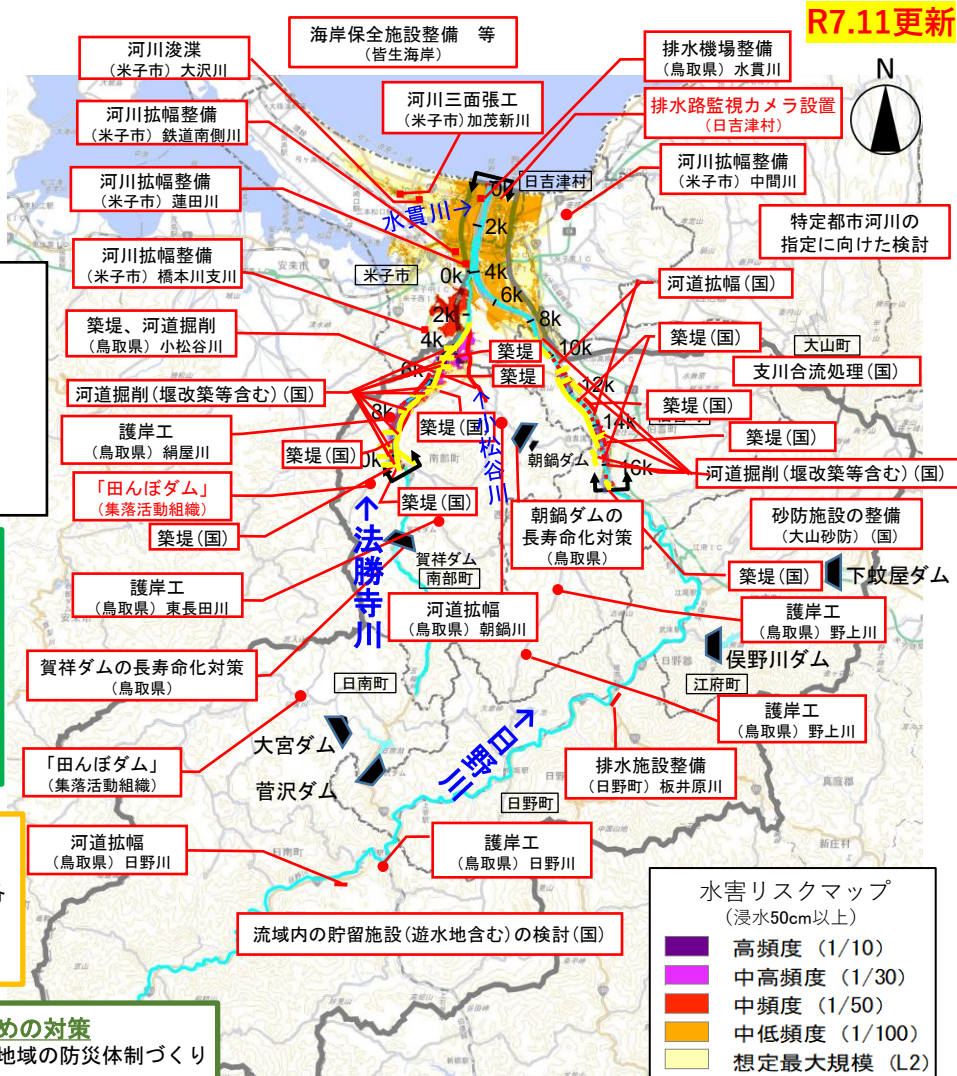
- 1) 河川整備
・河道掘削・樹木伐開・堤防強化（県）
・河川への急激な雨水流出の抑制
・農地の保全
（多面的機能支払・中山間直接支払の活動組織）
・間伐等の森林整備
（鳥取県森林管理署・県、森林整備センター）
・雨水浸透阻害行為に対する
雨水貯留・浸透対策の協力要請（各機関）
- 2) 河川への土砂流出を抑制、土砂災害の軽減・防止
・治山・砂防施設整備・長寿命化対策（県）

■被害対象を減少させるための対策

- ・土砂災害特別警戒区域内に所在する住宅や避難所の建替え等の支援（県・各市町）
- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の策定及び居住誘導（米子市）

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・支え愛マップの取り組み支援等による地域の防災体制づくり（県・各市町村・気象台）
- ・防災学習、研修等を通じた地域住民への意識啓発（県・各市町村・気象台）
- ・あんしんトリプルメール等の情報配信ツールを活用した防災情報の提供（県・各市町村）
- ・マイ・タイムラインの作成（国・県・各市町村・気象台）
- ・水位計・監視カメラの設置（国・県・日吉津村）
- ・インフラDXにおける新技術の活用（国）
- ・要配慮者が確実に避難できる避難計画作成等の支援（県・各市町村）
- ・感染症にも配慮した、あらゆる人が避難しやすい避難所環境整備（県・各市町村）
- ・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害防止対策の推進（県）
- ・土砂災害警戒情報と危険度情報の提供（県）
- ・気象情報の充実、予報精度の向上（気象台）
- ・中小河川の浸水想定区域図の作成（県）
- ・避難ノートの活用及び普及推進（米子市）



■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・築堤、河道拡幅、河道掘削、堰改築、樹木伐開 等（国・県・米子市）
- ・排水機場整備、排水施設整備 等（県）
- ・利水ダム等を含む6ダムにおいて、事前放流等の実施・体制構築（関係者：国、鳥取県、中国電力（株）等）
- ・農業用ため池による事前放流の実施（県）
- ・間伐等の森林整備 等（県）
- ・治山・砂防施設の整備・長寿命化対策 等（国・県）
- ・土砂・洪水氾濫対策の検討（国・県）
- ・ダムの長寿命化対策（国・県）
- ・雨水管理総合計画に基づく内水浸水対策（米子市）
- ・雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留・浸透対策の協力要請（各機関）
- ・「田んぼダム」による流出抑制対策（集落活動組織）
- ・流域内の貯留施設（遊水地含む）の検討（国）

グリーンインフラ
自然と共に創る社会インフラ

～ひと・ものが行き交い、くらし豊かな日野川流域を総力で守る流域治水対策～

『アユ、サケ、ヨシノボリ類を指標とした動植物の生息・生育環境の保全・再生』

○日野川水系においては、河道掘削、堰改築等にあたり、アユ、サケ、ヨシノボリ類などを指標とする動植物の生息・生育環境の保全・再生を目標として、魚類等生物移動の縦断的連続性を確保するなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進します。



○ 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

—— 1) 洪水氾濫対策

—— ① 日野川改修

#1 日野川河川改修

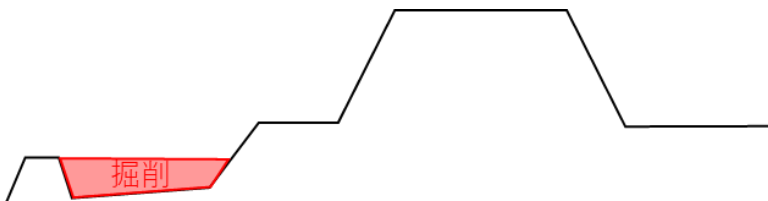
取組概要

・日野川沿川では、堤防が未整備の区間があるとともに、戦後最大洪水（昭和20年9月）に対応するため、堤防整備の工事を進めており、早期に地域の安全性を向上を図る。

■ 掘削箇所



■ 掘削断面イメージ



位置図



■ 位置図



取組の実施状況・工夫点

- ・日野川本川の改修として、伯耆町岸本地区で河道掘削工事を実施する。
- ・額縁掘削により濁水流出対策及び水際環境保全のための施工を実施している。
- ・掘削面に緩勾配をつけることで緩やかな勾配の水際の創出を行う。
- ・工事実施前には、天然記念物であるオオサンショウウオの生息調査を実施し、生息が確認された場合には、工事箇所から離れた場所に移動させている。

取組における効果

- ・整備により当該箇所では戦後最大規模（昭和20年9月）の洪水を流下できるようになり、同規模の洪水が来た場合にも外水による浸水被害を防止・軽減する。

担当部署・連絡先

担当部署：日野川河川事務所流域治水課
連絡先：0859-27-2420

○ 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

1)洪水氾濫対策

②法勝寺川改修

#2 法勝寺川河川改修

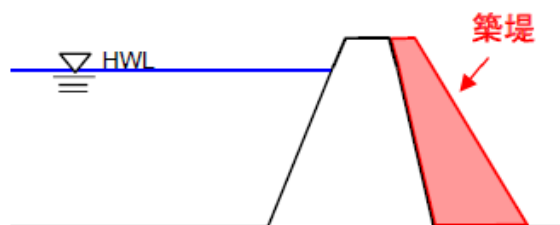
取組概要

・法勝寺川沿川では、堤防が未整備の区間があるとともに、戦後最大洪水（昭和34年9月）に対応するため、堤防整備の工事を進めており、早期に地域の安全性を向上を図る。



■堤防整備工事の様子

位置図



■堤防整備断面イメージ



■位置図

取組の実施状況・工夫点

- ・法勝寺川沿川の改修として、南部町境地区で堤防整備の工事をやっている。
- ・他の箇所の工事の残土を利用して堤防を整備することで、コスト縮減を図りつつ円滑に工事を進めている。

取組における効果

- ・整備により当該箇所では戦後最大規模（昭和34年9月）の洪水を流下できるようになり、同規模の洪水が来た場合にも外水による浸水被害を防止・軽減する。

担当部署・連絡先

担当部署：日野川河川事務所流域治水課
連絡先：0859-27-2420

○ 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

1) 洪水氾濫対策

③ 砂防堰堤の整備

#3 砂防堰堤の整備

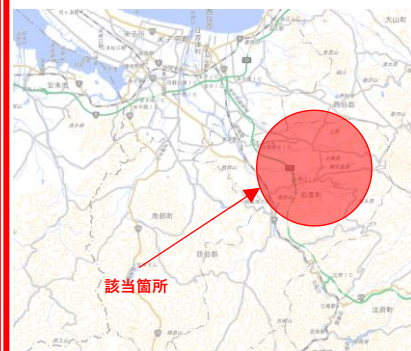
取組概要

- ・ 荒廃が進む溪流からの土石流を防止し、人家等を守るとともに、土砂や流木が河川に流れ込むことを防ぐため、砂防堰堤の整備を実施。
- ・ 土砂の流出を抑制することで、下流域での河床上昇による土砂・洪水氾濫が発生することを防止する。



■ 美用砂防堰堤（令和 7 年完成）

位置図



■ 二の沢砂防堰堤(令和 3 年完成)

取組の実施状況・工夫点

- ・ 大山砂防で砂防堰堤の工事を行っている。
- ・ 工事実施前には、天然記念物であるオオサンショウウオの生息調査を実施し、生息が確認された場合には、工事箇所から離れた場所に移動させている。

取組における効果

- ・ 荒廃が進む溪流からの土石流を防止し、人家等を守るとともに、土砂や流木が河川に流れ込むことを防止・軽減する。

担当部署・連絡先

担当部署：日野川河川事務所流域治水課
連絡先：0859-27-2420

○ 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

1)洪水氾濫対策

④河道掘削・樹木伐採

#4 河道掘削・樹木伐採

取組概要

・河川の氾濫リスクの軽減を目的として治水安全度を計画的に向上させるため必要な土砂の掘削や樹木の伐採を「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」による交付金事業及び緊急浚渫推進事業債を活用し集中的に実施。

小松谷川
(南部町天万)

着手前



河道掘削
樹木伐採



完成



日野川
(日南町矢戸)

着手前



河道掘削
実施



完成



位置図



取組の実施状況・工夫点

- ・県管理河川の河道掘削・樹木伐採については平成30年度に実施した緊急点検結果を基に「3カ年緊急対策事業（H30～R2）」、「5カ年加速化対策事業（R3～R7）」及び「単県事業（緊急浚渫推進事業債）」を活用し重点的に実施してきたところ。
- ・**全県**の要対策箇所668箇所について、令和7年度時点で全箇所着手済み。（着手率100%）

取組における効果

- ・河道内に堆積した土砂や、樹木等を伐採することで、洪水の流れる断面を大きくし、増水時の水位を低下させることができる。
- ・令和5年の台風第7号襲来時等において、河川の溢水を防ぐことができた。

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
連絡先：0857-26-7374

- 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 — 2)内水氾濫対策 —
— ①排水ポンプの整備 —

#5 排水施設・ポンプ

取組概要

- ・日野川の支川である水貫川は、洪水時に日野川本川の水位上昇とともに日野川への排水が困難となり氾濫を生じる恐れがある。
- ・そのため支川の水貫川の洪水を強制的に排水するための施設（排水機場）の整備を行っている。

位置図



取組の実施状況・工夫点

- ・日野川水系水貫川では昭和62年の10月洪水で床上浸水などの大きな被害が発生している。このことから、国が平成8年度に救急内水対策事業により排水量2m³/sの排水機場を設置したが、平成23年、25年、30年には排水能力を上回る洪水により浸水被害が発生している。
- ・これを受けて、県では国の既存排水機場に加え、排水量10m³/sの排水施設を追加整備することとしている。

取組における効果

- ・当面は、暫定排水量5m³/sの排水施設を整備することとしており、昭和62年10月と同規模の洪水における床上浸水解消が見込まれる。

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
連絡先：0857-26-7379

- 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ——— 2)内水氾濫対策 ———
 ——— ②普通河川の拡幅・浚渫等 ———

#6 車尾地区浸水対策事業（鉄道南側川改良事業）

取組概要

・浸水地区の流域を調査し、流域を一部変更した。それに伴い、流末となる普通河川（鉄道南側川）の河川断面を拡幅し、浸水被害を防ぐ事業である。

実施状況

改良前



改良後



実施平面図



位置図



取組の実施状況・工夫点

【実施状況】

- ・令和元年度から最下流の河川断面を拡幅し、順次上流側を施工し、令和4年6月に全区間900mの拡幅が完成した。
- ・令和4年6月に施工完了している。

取組における効果

- ・令和3年7月豪雨、令和4年から令和6年の大雨において、浸水の被害は確認されなかった。

担当部署・連絡先

担当部署：米子市 都市整備部 都市整備課
 連絡先：0859-23-5282

○— 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ——— 2)内水氾濫対策 ———
 ——— ③普通河川の拡幅・浚渫等 ———

#7 観音寺地区浸水対策事業（蓮田川改良事業）

取組概要

- ・ 浸水地区の流域を調査し、普通河川（蓮田川）の河川断面を改良し、浸水被害を防ぐ事業である。

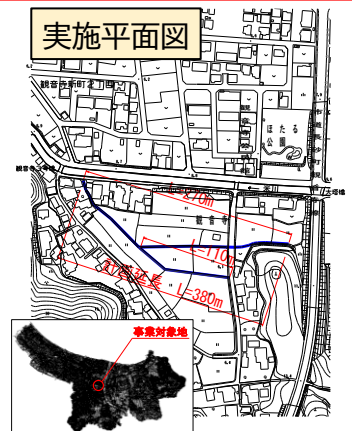
実施状況



位置図



実施平面図



取組の実施状況・工夫点

【実施状況】

- ・ 令和4年度から測量設計に着手し、令和5年度は用地調査を実施した。令和6年度以降、下流側から改良工事を予定している。
- ・ 令和5年度に用地調査を行い、令和7年度及び令和8年度で改良工事を実施する。

取組における効果

- ・ 流域の浸水被害の解消。

担当部署・連絡先

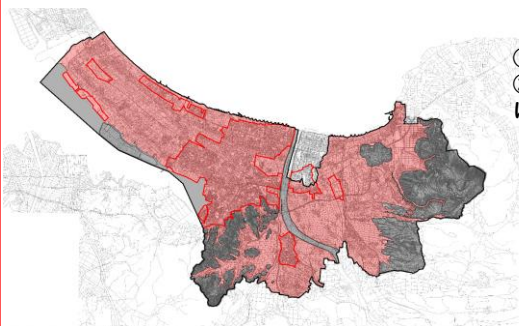
担当部署：米子市 都市整備部 都市整備課
 連絡先：0859-23-5282

- 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 — 2) 内水氾濫対策 —
— ④ 雨水管理総合計画の策定 —

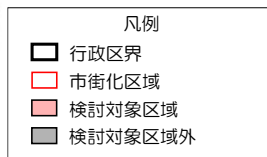
#8 雨水管理総合計画の策定

取組概要

- ・ 浸水被害軽減を目的とする雨水対策を効率的に進めるための計画を策定する。
- ・ 計画期間、計画区域、計画降雨（整備目標）、段階的対策方針の策定など。



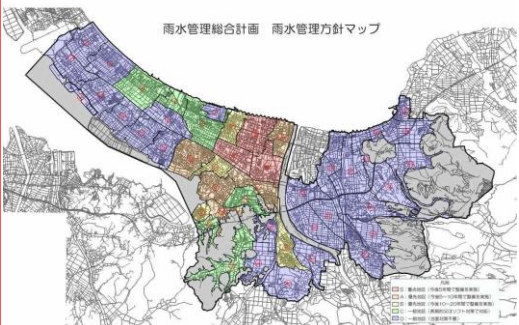
【検討対象区域の設定基準】
①市街化区域は検討対象とする
②市街化調整区域の山地、海等は検討対象区域から除外する



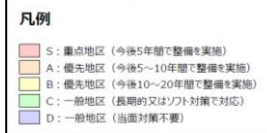
位置図



雨水管理総合計画 雨水管理方針マップ



実施状況



取組の実施状況・工夫点

- ・ 雨水管理方針、整備水準（計画降雨）、重点地区、優先度の設定を行っている。
- ・ 令和5年度末計画の策定。令和6年度から重点地区の下水道認可変更、測量設計。令和7年度以降、重点地区の対策工事。
- ・ 令和6年度より雨水管理総合計画に基づく事業を実施。

取組における効果

- ・ 重点地区の段階的対策計画を定めることで、浸水対策を計画的、効率的に進めることができる。

担当部署・連絡先

担当部署：米子市 都市整備部 都市整備課
連絡先：0859-23-5282

○ 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ——— 3)流域の雨水貯留機能の向上 ———

—— ①雨水貯留タンク設置 ——

#9 雨水貯留タンクの設置

取組概要

・日野川流域に位置する日野川河川事務所の敷地内に雨水貯留タンクを設置し、降雨時に河川に流入する水の量を抑制する。

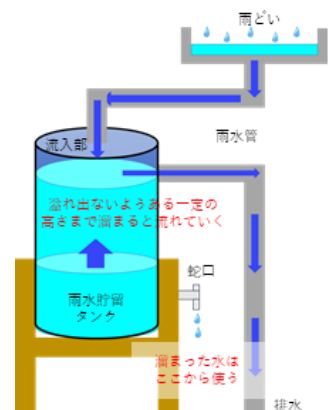
位置図



before



after



取組の実施状況・工夫点

- ・河川事務所に設置することで訪れた方に広報が可能。
- ・流域住民への広報を目的として、X (旧Twitter) で広報を実施し、自分事化に繋げる。
- ・職員自らが製作することでDIYでできる手軽さをアピール。



取組における効果

- ・降雨時に雨水を貯留することで微量ながら河川への流出を抑制し、内水被害防止に繋がる。
- ・貯留した雨水を洗車や、植物の水やり、掃除等に活用。

担当部署・連絡先

担当部署：日野川河川事務所流域治水課
連絡先：0859-27-2420

○ 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ——— 3)流域の雨水貯留機能の向上 ———

—— ①雨水貯留タンク設置

#10 雨水貯留タンクの設置

取組概要

・南部町東西コミュニティセンターのに雨水貯留タンクを設置し、降雨時に河川に流入する水の量を抑制するとともに、利用者の目にふれてもらうことで、認知度の向上と流域治水に興味を持ておう。



位置図



取組の実施状況・工夫点

- ・鳥取県では令和5年、令和6年全県で6基試行設置をし、令和7年も4箇所設置予定。
- ・雨水貯留タンクを設置ともに防災教育を実施、流域治水のとりくみを身近に感じてもらう。
- ・県東部では家庭用の設置の事例もあるなど徐々に浸透している。

取組における効果

- ・降雨時に雨水を貯留することで微量ながら河川への流出を抑制し、内水被害防止に繋がる。
- ・貯留した雨水を洗車や、植物の水やり、掃除等に活用。
- ・試行設置のとりくみ状況を広報することで、他の地域でも取組について興味をもってもらうなどの効果あり。

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
連絡先：0857-26-7386

○ 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ——— 3)流域の雨水貯留機能の向上 ———

—— ②水田の貯留機能の向上 ———

#10 「田んぼダム」による流出抑制対策

取組概要

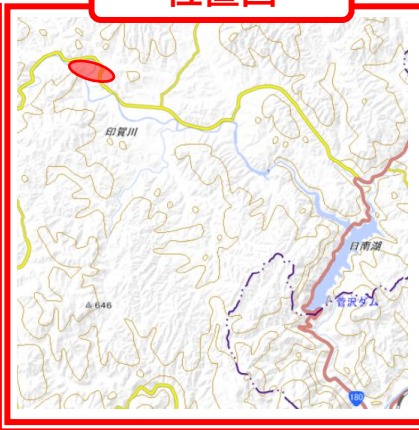
【田んぼダム推進に向けた取組】

○田んぼダムの効果を見える化した「田んぼダムモデルほ場」を県農業試験場ほ場内に設置。農家等を参集した実証研修と併せ、不安視される水稻への生育調査を実施。（R4～5）

区画① 田んぼダム実施区画 区画② 通常区画

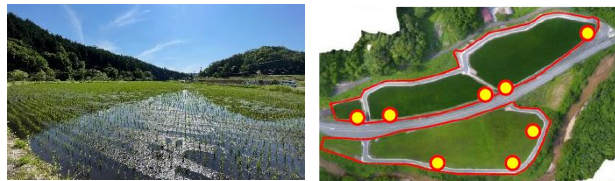


位置図



○多面的機能支払交付金の活動組織を対象とした出前研修会を実施。流域治水の目的や田んぼダムの効果について理解を深めるほか、実施手法（堰板作成や水管理手法等）について紹介。（R6～7）

○大区画ほ場整備を契機に、地元啓発を図り、田んぼダムへの取組を開始。（日南町内）



取組の実施状況・工夫点

- ・モデルほ場内では水稻の生育影響調査を実施。田んぼダム想定区画と通常区画で収穫後の収量・品質を比較した結果、生育への影響は確認されなかった。（田んぼダム区画では豪雨（数回湛水。20cm・2日間）を再現。）
- ・ほ場整備工事で設置する落水樹形式として「二重スリット落水口」を採用。堰板を二重構造とし、雨水貯留時の特別な板操作を不要とすることで、容易な田んぼダムへの取り組みを可能としている。

取組における効果

- ・研修等の啓発作業により、多くの地域で興味が示され、県内取組面積も年々増加している。

（取組状況）

R3年度：10地区・60ha ⇒ R6年度：25地区・368ha

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取県 農林水産部 農業振興局農地・水保全課
連絡先：0857-26-7320

○ 2.被害対象を減少させるための対策

— 1)水災害ハザードエリアにおける土地利用や住まい方の工夫

①立地適正化計画の策定

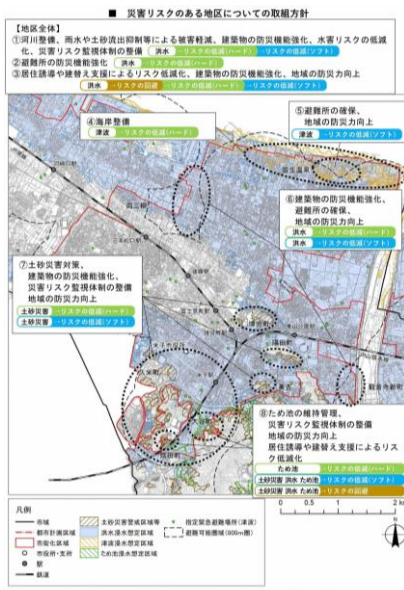
#1 立地適正化計画における防災指針の取組

取組概要

◎防災まちづくりの将来像・取組方針

■防災まちづくりの将来像

市と市民がー丸となって防災・減災に取り組む、
快適で災害に強い安心・安全なまちよなご



位置図



- ・計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むため、立地適正化計画に防災指針を定めた。

取組の実施状況・工夫点

- ・令和5年3月公表
- ・開発・建築行為等、一定規模以上の行為を行おうとする際には事前に届出。
- ・国・県・事業者と連携し、ハード整備及びソフト対策の取組を推進。

取組における効果

- ・災害リスクを踏まえた居住誘導による快適で災害に強い安心・安全なまちの実現

担当部署・連絡先

担当部署：米子市 総合政策部 都市創造課
連絡先：0859-23-5353

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

ー 1)避難体制等の強化

—— ①防災学習、出前講座、研修、訓練等の実施

#1 防災学習、出前講座、研修、訓練を通じた 地域住民・企業等への意識啓発

取組概要

参加者は「逃げキッド」を使用し、自分の住んでいる場所の浸水深や家庭の状況・避難先を考えて、それぞれの「マイ・タイムライン」を作成し、防災意識向上を図る。



福田歩美 気象キャスター
○日野川の水害リスク
○最近の気象災害
○様々な防災情報



町田朱里 気象キャスター
○マイ・タイムラインとは
○マイ・タイムラインの作成

位置図



逃げキッドを活用

取組の実施状況・工夫点

- ・令和6年3月17日(日)米子コンベンションセンターにおいて、マイ・タイムライン講習会を開催。
- ・気象キャスターを講師として招くことで、参加者が気象について身近に感じてもらうことができる。

取組における効果

- ・逃げキッドを用いて住民自ら考え講習会に参加することで、災害を自分事として捉え自分の避難行動を考えることができる。

担当部署・連絡先

担当部署：日野川河川事務所流域治水課
連絡先：0859-27-2420

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 — 1)避難体制等の強化 —
 — ②防災学習、出前講座、研修、訓練等の実施 —

#2 防災学習、出前講座、研修、訓練を通じた 地域住民・企業等への意識啓発

取組概要

- ・ 防災意識向上のため、流域の学校に向けた防災学習の実施や地域住民向けの勉強会を開催し、防災気象情報の知識普及や命を守るために必要な行動など、防災意識の向上を図る。

実施状況



防災学習（会見第二小学校）



ハザードマップの活用

取組の実施状況・工夫点

- ・ 県内の学校で実施している防災学習（県専門家派遣事業）を日野川流域の小学校で実施
過去の台風・大雨による被害状況の写真などを活用して、大雨によりどんな災害が発生するのか、自分たちが住んでいる地域でどんな災害が想定され、どのように避難行動を取るのか考える。
- ・ 外国人向けの防災勉強会を開催
災害時の情報の入手が困難な外国人向けに、関係機関と連携して基本的な防災への理解を目的に勉強会を開催。

取組における効果

- ・ 大雨や台風の知識と情報の入手を習得することに加え、災害発生時において危険を回避しながら早めの避難行動（命を守る行動）をとることを身につける。

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取地方気象台 防災管理官
 連絡先：0857-29-1313

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 — 1)避難体制等の強化 —
 — ③防災学習、出前講座、研修、訓練等の実施 —

#3 防災学習、出前講座、研修、訓練を通じた 地域住民・企業等への意識啓発

取組概要

- ・ 防災意識向上のため、地域、小学校、福祉施設等で防災学習等を実施し、避難情報や知識の普及啓発を図る。

二部小学校



就将小学校



位置図



日南小学校



江府町こどもサロン



奥大山江府学園



取組の実施状況・工夫点

- ・ 地域や学校に対し出前講座、防災学習の実施
 令和3年度 2箇所
 令和4年度 4箇所
 令和5年度 6箇所
 令和6年度 6箇所
 令和7年度 4箇所
- ・ 今後も継続して普及啓発等を実施する。

取組における効果

- ・ 地域、児童に対して啓発のための学習等を実施し、防災意識の向上を図ることができた。

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
 連絡先：0857-26-7386

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 — 1)避難体制等の強化 —
 — ④防災学習、出前講座、研修、訓練等の実施 —

#4 防災学習、出前講座、研修、訓練を通じた 地域住民・企業等への意識啓発

取組概要

- ・ 防災意識向上のため、地域住民、小学校に向けて防災学習等の実施や福祉施設等への訪問を行い、避難情報や知識の普及啓発を図る。

実施状況



防災出前講座(米子市春日地区)



防災体験学習(米子市福米地区)

位置図



該当箇所：米子市内各所



学習資材など



小学校での防災学習



市民配布の避難ノートも活用

取組の実施状況・工夫点

- ・ 地域や学校に対し出前講座、防災学習の実施
令和7年度 計34回(R7.9月末現在)
- ・ 福祉施設等への訪問による意見交換
令和6年度 12施設実施(R6.12月末現在)
- ・ 今後も継続して普及啓発等を実施する。

取組における効果

- ・ 地域、学校に対し啓発のため学習等実施し、情報や知識を取り入れることにより防災意識の向上を図ることができる。

担当部署・連絡先

担当部署：米子市 総務部 防災安全課・地域振興課
 連絡先：0859-23-5328

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

1)避難体制等の強化

— ⑤防災学習、出前講座、研修、訓練等の実施 —

#5 防災学習、出前講座、研修、訓練を通じた 地域住民・企業等への意識啓発

取組概要

・ 防災教育等 地域、こどもサロンでの防災出前講座

防災座談会



浸水想定区域の説明会開催



位置図



・ 防災訓練等

防災訓練での段ボールベッド、ダンボール間仕切りの作成訓練



消防団による土砂災害想定での救出訓練



取組の実施状況・工夫点

- ・ 地域に出かけ、防災座談会及びこどもサロンにおいて防災教育を実施する。
- ・ 菅沢ダム下流域浸水想定区域の説明会2回開催する。
- ・ 総合防災訓練において、土砂災害想定で土砂に埋没した車両からの救出訓練を実施する。
- ・ 総合防災訓練において段ボールベッド、ダンボール間仕切り等の作成訓練を実施する。
- ・ 防災士の養成

取組における効果

- ・ 子供から高齢者まで、早期避難判断の重要性を呼びかけ、防災意識の向上を図ることができた。

担当部署・連絡先

担当部署：江府町 総務課
連絡先：0859-75-2211

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

1)避難体制等の強化

— ⑤防災学習、出前講座、研修、訓練等の実施 —

#5 防災学習、出前講座、研修、訓練を通じた 地域住民・企業等への意識啓発

取組概要

・企業等への意識啓発

流域治水オフィシャルサポーター制度に認定

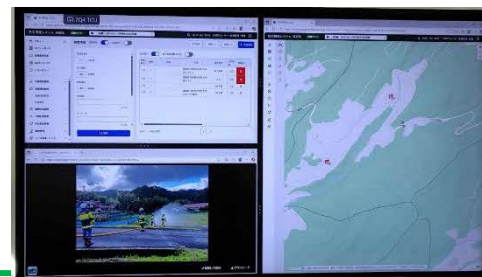
- ・災害時の避難所として協定を結んでいる、地元企業に協力をお願いし、流域治水オフィシャルサポーターへの参画をいただく。



サントリープロダクツ株式会社天然水奥大山ブナの森工場

・防災訓練等

江府町総合防災訓練では、土砂災害が発生し、道路寸断により孤立集落と通信の途絶を想定、スターリンク・蓄電池を現場に設置し、災害対策本部に情報発信する訓練を行う。



位置図



取組の実施状況・工夫点

- ・サントリープロダクツ株式会社天然水奥大山ブナの森工場様が日野川流域治水オフィシャルサポーターに認定されたことにより、流域治水への取り組みや考え方を町内に広く啓発することができるようになる。
- ・スターリンクとビジネスチャットにより、画像、テキスト文により情報を迅速に災害対策本部に配信することができた。

取組における効果

- ・これを機に、イベントや防災訓練などを通じて、激甚化・頻発化する水害から、地域住民の生命と暮らしを守るための取り組みを官民連携して推進して行く。
- ・災害時に通信障害発生のある場合は、積極的にスターリンクを活用する意識付けとなった。

担当部署・連絡先

担当部署：江府町 総務課
連絡先：0859-75-2211

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

1)避難体制等の強化

⑥防災学習、出前講座、研修、訓練等の実施

#6 防災学習、出前講座、研修、訓練を通じた 地域住民・企業等への意識啓発

取組概要

- ・防災担当者による地域住民や団体等への防災出前講座、義務教育校に向けての防災学習の実施
- ・出前講座や防災学習を通じ、防災に関する正しい情報や知識、防災意識の向上を図る。



位置図



(令和6年度実績)

- ・町商工会女性部防災出前講座 (7月)
- ・日野学園4年生防災教育「自然災害からくらしを守る」(10月)
- ・日野学園9年生防災に関するインタビュー (12月)

取組の実施状況・工夫点

- ・自治会や事業所、団体等に対する出前講座の実施
- ・日野学園等に対する防災学習の実施
- ・令和6年度 計3回実施 (R6.12月時点)
- ・今後も継続して普及啓発等に取り組む。

取組における効果

- ・激甚化・多発化する災害への備えや正しい知識の普及を図ることができる。
- ・防災教育については、子どものころから防災意識の普及啓発および向上を図ることで、災害に強い次世代の育成につながる。

担当部署・連絡先

担当部署：日野町役場 総務課
連絡先：0859-72-0331

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

1)避難体制等の強化

⑦防災学習、出前講座、研修、訓練等の実施

#7 防災 ひの防災福祉コミュニティセンターの設置・運営

取組概要

- ・福祉と防災の連携をテーマとした、防災・福祉関係機関、住民団体等との情報共有、連絡調整、交流促進を行うセンターを運営
- ・コミュニティ支援連絡会議の開催、地域の支え愛マップの取組状況や態勢についての協議および取組相談、個別避難計画策定取組支援、災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援体制づくり等の事業を実施

位置図



▶コミュニティ支援連絡会議の様子



取組の実施状況・工夫点

- ・令和3年度より事業開始。関係機関、住民団体等が平時から情報共有できる場（センターの運営、コミュニティ支援連絡会議の開催）をつくり、地域防災力と福祉対策の強化を図った。
- ・コミュニティ支援連絡会議 … 隔月開催、計6回開催予定（R6.12月時点、計4回開催）
- ・関係機関等の取組状況や地域課題を共有することで、各施策の効果的な実施を図る。

取組における効果

- ・防災・福祉・コミュニティ支援などに関わる関係機関や団体等が目線合わせをし、連携して動く体制づくりにつながった。

担当部署・連絡先

担当部署：日野町役場 総務課
連絡先：0859-72-0331

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

1)避難体制等の強化

—— ⑧水害リスクの高い危険な箇所との点検と周知

#8 河川カメラの設置

取組概要

- ・村内の4箇所に計5台の河川管理カメラを設置。
- ・管理カメラの映像は、「日吉津村ホームページ」で閲覧可能。
- ・異常気象時等の遠隔監視による安全確保及び対応体制の強化を図る。

①



②



③



④



- ①ホレコ川下流部
- ②海川排水路
イオン日吉津東側
- ③海川排水路集落入口
- ④箕蚊屋排水路
王子製紙北側



位置図



ライブカメラ QRコード



取組の実施状況・工夫点

- ・HP上で誰でも水位の状況等の閲覧が可能となり、避難初動の迅速化だけでなく、悪天候下での河川の確認等での二次災害の防止に資することができると考える。

取組における効果

- ・異常気象時等において、雨中の確認作業の回避、住民と行政での情報共有による対応の迅速化が図られる。

担当部署・連絡先

担当部署：日吉津村 建設産業課
連絡先：0859-27-5953

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

ー 1)避難体制等の強化

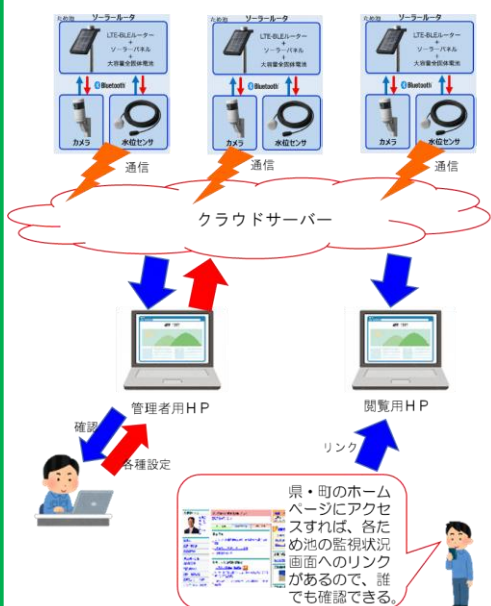
—— ⑨ 水害リスクの高い危険な箇所の点検と周知

#9 ため池監視カメラの設置

取組概要

・決壊により下流住民等に影響を及ぼす危険のある防災重点農業用ため池に係り、異常気象時等の遠隔監視による安全確保及び避難体制強化を図るため、ICTを活用した監視装置導入を推進し、決壊等による犠牲者ゼロを目指す。

■概要図



■設置状況



■カメラ画像



位置図



■水位データ



取組の実施状況・工夫点

・カメラ画像、水位情報を管理者のみならず、誰でも閲覧可能（浸水区域内の住民や市町防災部局など）とすることで、避難初動の迅速化に資する。

取組における効果

・異常気象時等において、ため池管理者による雨中の確認作業が回避されるほか、管理者のみならず下流住民や行政の防災担当部局で情報共有することで、避難開始判断の充実が図られる。

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取県 農林水産部 農業振興局農地・水保全課
連絡先：0857-26-7320

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

ー 1)避難体制等の強化

—— ⑩水害リスクの高い危険な箇所の点検と周知

#10 災害リスクの現地表示

取組概要

- ・災害リスクの現地表示として「まるごとまちごとハザードマップ」を、浸水表示板を県や市町村施設に設置する。

実施状況

令和2～4年度 南部町



令和3年度 米子市



令和4年度 日吉津村



令和5年度 伯耆町



位置図



取組の実施状況・工夫点

- ・南部町 32箇所
- ・米子市 1箇所
- ・日吉津村 18箇所
- ・伯耆町 4箇所

取組における効果

- ・「ハザードマップの見える化」により、水害意識の向上・防災情報のさらなる周知をすすめる。
- ・市町村と連携し、公民館などの公共施設等に設置（※県が浸水表示板を提供、市町村が設置）

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
連絡先：0857-26-7386

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 — 1)避難体制等の強化

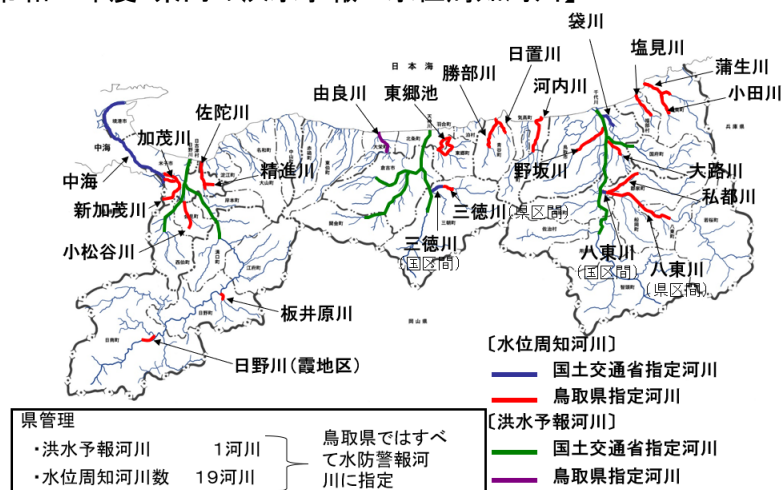
—— ⑪洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川拡大

#11 県中小河川浸水想定区域図の策定

取組概要

- ・令和3年に水防法が改正され、洪水予報・水位周知河川に加え、その他中小河川においても想定最大規模の洪水浸水想定区域図の公表が義務化された。
- ・県では、対象となる196河川の洪水浸水想定区域図作成及び洪水予測システム構築を進めており、国の目標である令和7年度末までに公表する予定である。

【令和6年度 県内の洪水予報・水位周知河川】



※詳細な位置については、令和6年度鳥取県水防体制資料編参照

位置図



取組の実施状況・工夫点

- ・県管理の対象となる196河川の洪水浸水想定区域図作成及び洪水予測システム構築（R7公表予定）

取組における効果

- ・県の洪水浸水想定区域図をもとに市町村がハザードマップを作成することにより、防災意識の向上・災害リスク情報の周知を進めるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難行動に役立てる。

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
連絡先：0857-26-7386

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

—— ⑫水害リスクの高い危険な箇所の点検と周知

#12 農業用ため池ハザードマップ作成

取組概要

- ・ 防災重点農業用ため池が決壊する恐れがある場合に迅速かつ安全に避難するため、予想する浸水範囲・避難路や避難場所・緊急時の連絡先等を示した、ハザードマップを作成する。
- ・ 防災重点農業用ため池39箇所を作成する。

位置図



実施状況



実施平面図



取組の実施状況・工夫点

- ・ 作成済 22箇所
- ・ R3⇒R4繰越 13箇所
- ・ R4 4箇所
- ・ 令和4年度にハザードマップの作成を完了している。

取組における効果

- ・地域住民主導でハザードマップを作成することにより、地域住民の防災意識を高め、ため池が決壊する恐れがある場合に迅速かつ安全に避難場所へ移動することができる。
- ・ハザードマップ作成以降の大きな被害は確認されていない。

担当部署・連絡先

担当部署：米子市 經濟部 農林課
連絡先：0859-23-5233

○ 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

ー 1)避難体制等の強化

—— ⑬防災学習、出前講座、研修、訓練等の実施

#13 メディアを通じた流域治水の広報

取組概要

- ・令和5年8月の台風や梅雨の大雨を受けて、日本海テレビから流域治水に関する取材の申込みを受けた。
- ・日本海テレビのニュース番組で「流域治水」の特集で流域の治水施設の紹介を行った。
- ・大山山系の二ノ沢砂防堰堤と菅沢ダムの施設の役割を紹介した。

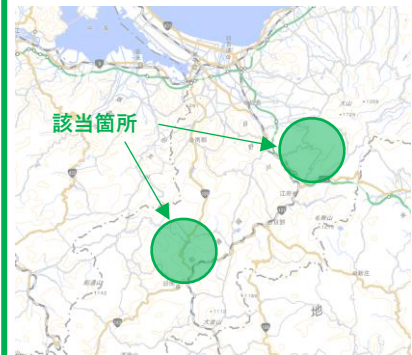


砂防堰堤の取材



菅沢ダムの取材

位置図



取組の実施状況・工夫点

- ・令和6年9月に放送された日本海テレビのニュース番組「One」で流域治水についての特集された。
- ・現地の施設を取材してもらうことで、治水施設の役割を伝えることができた。

取組における効果

- ・治水施設を紹介し、流域内の治水施設について、一般の方に広く流域治水を「知る」機会を提供した。
- ・日野川流域だけでなく山陰両県の視聴者に、流域治水や日野川のことを広報することができた。

担当部署・連絡先

担当部署：日野川河川事務所流域治水課
連絡先：0859-27-2420

○ 4.グリーンインフラの取組

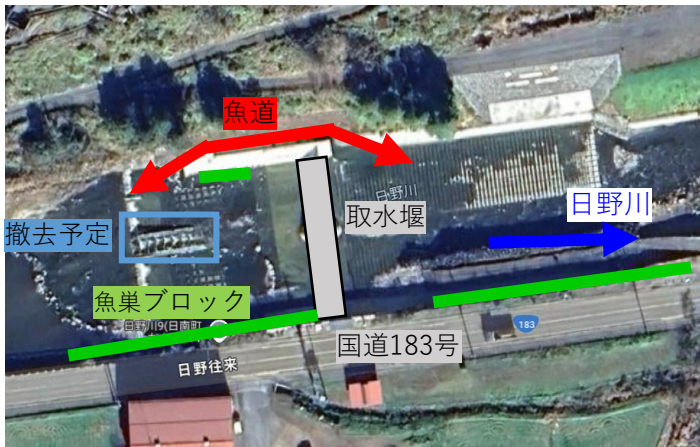
①生物や景観に配慮した河川工事
魚巣ブロックや魚道設置の取組み

#1 日野川における水生生物保護の取組

取組概要

自然環境が豊かな日野川流域にはオオサンショウウオやアユなどの水生生物が生息しているため、河川改修事業においてはこれらに配慮した計画・施工を行っている。

■日野川（霞地区）での整備状況



位置図



取組の実施状況・工夫点

取水堰の設置により、水生生物の上下流の移動が阻害させることから、以下の対策を講じた。

- ・生息している生物の特性を考慮した魚道の整備
- ・魚巣ブロックの整備

■魚道

水生生物が移動できるよう、流速などに配慮した設計としている。
※アユを対象として設計



■魚巣ブロック

水生生物の隠れ家や休憩場所、洪水時の避難場所として利用することができる。



取組における効果

現在は事業実施中であり、効果の確認はできていない。

担当部署・連絡先

担当部署：鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
連絡先：0857-26-7379

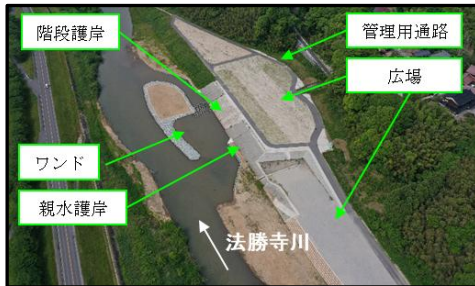
〇 4.グリーンインフラの取組

②人と河川の豊かなふれあいの場の確保、
自然環境が有する多様な機能活用の取組み

#2 法勝寺川水辺の楽校の整備

取組概要

- ・令和6年3月に法勝寺川水辺の楽校の整備が完了し、安全かつ安心して水辺に近づくことができるようになった。
- ・令和6年6月29日（土）に開校イベントを開催。
- ・地元住民に水辺に親しんでもらうことで、河川空間の利活用を通じた流域治水の自分事化の意識醸成を図る。



■整備状況

位置図



■水辺の利用状況



■広場の利用状況

取組の実施状況・工夫点

- ・安全かつ安心して水辺に近づくことができるように水辺の楽校を整備した。
- ・令和6年3月に整備が完了。
- ・令和6年6月29日（土）に開校イベントを実施。

取組における効果

- ・地元住民に水辺に親しんでもらうことで、河川空間の利活用を通じた流域治水の自分事化の意識醸成を図る。
- ・人と河川の豊かなふれあいの場の確保・自然とふれあい、イベントやレクリエーション活動等、水辺空間のふれあいの場を確保を図る。
- ・環境学習への場として活用されることが期待される。

担当部署・連絡先

担当部署：日野川河川事務所流域治水課
連絡先：0859-27-2420

オフィシャルサポーター制度について



流域治水オフィシャルサポーターについての事例紹介

日野川河川事務所



国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

「流域治水オフィシャルサポーター制度」について、あらゆる関係者へ幅広く周知をお願い。

■流域治水協議会の関係機関

■建設業協会や測量設計業協会へ情報提供



江府町と事務所職員で「サントリー天然水奥大山ブナの森工場」に直接説明に伺い、令和7年度募集に申請されました。



サントリー天然水奥大山ブナの森工場の水資源管理活動

サントリー「天然水の森」活動では徹底的に森の調査を行い、それぞれの森に適した保全を行います。常緑樹を伐採し光環境を改善することで、落葉樹林に特有な下層植生の育成を図る。サントリーでは国内グループ会社従業員約7,000名を対象に森林整備研修も行っています。サントリー「天然水の森」活動は、現在15都府県22カ所、総面積約12,000haまで拡大。

<天然水の森> 整備目標

- ①水源涵養林としての高い機能を持った森林
- ②生物多様性に富んだ森林
- ③洪水・土砂災害などに強い森林
- ④CO₂吸収力の高い森林
- ⑤豊かな自然と触れあえる美しい森林



AWSプラチナム認証取得

AWS認証とは、「流域全体」の視点で、行政や地域社会と共に取り組む責任ある水資源管理（ウォーターシェパードシップ）の国際認証であり、社会的・文化的に公平で、環境的にも持続可能で、経済的にも有益な流域での水利用を目指す認証規格。

SPD奥大山ブナの森工場は2018年に日本初となるAWS認証を取得し、25年に認証最高位にあたるプラチナム認証を取得。今後も認証取得にとどまらず地域の流域全体での水資源管理活動に取り組んでいく。

引き続き、オフィシャルサポーターを募集しています

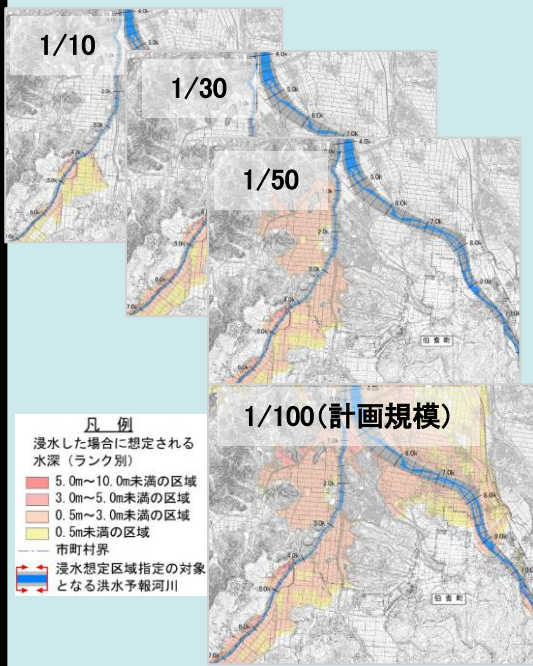
内外水統合型リスクマップについて

内外水統合型リスクマップについて

- 国土交通省では、流域治水の取り組みを推進するため、土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択に活用出来るよう、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の降雨規模毎に作成した浸水想定図(多段階の浸水想定図)と、それらを重ね合わせて、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を作成している。
- これに加えて、主要河川以外の支川や下水道等からの内水氾濫による浸水リスクを示す「内外水統合型リスクマップ」を作成することとしており、日野川では今年度中に内外水統合型のリスクマップを一部公表予定である。

【多段階の浸水想定図】

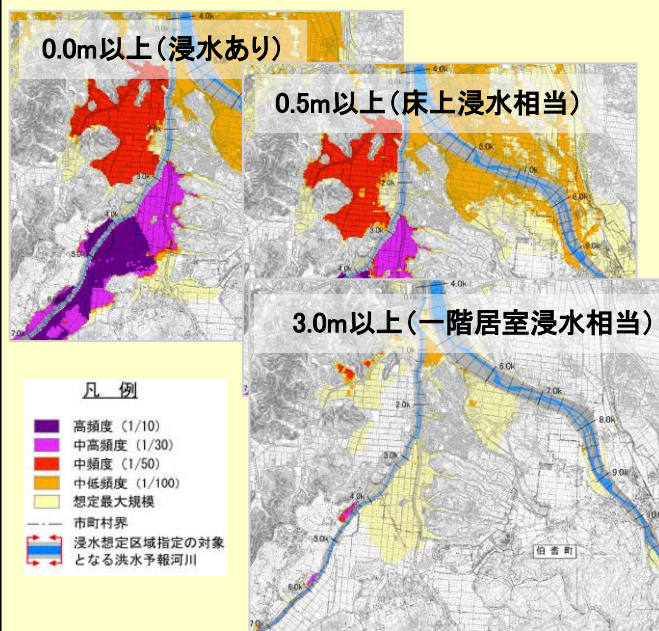
想定最大規模に加え、高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎(1/10、1/30、1/50、1/100(計画規模))に作成した図面。



公表済

【水害リスクマップ(浸水頻度図)】

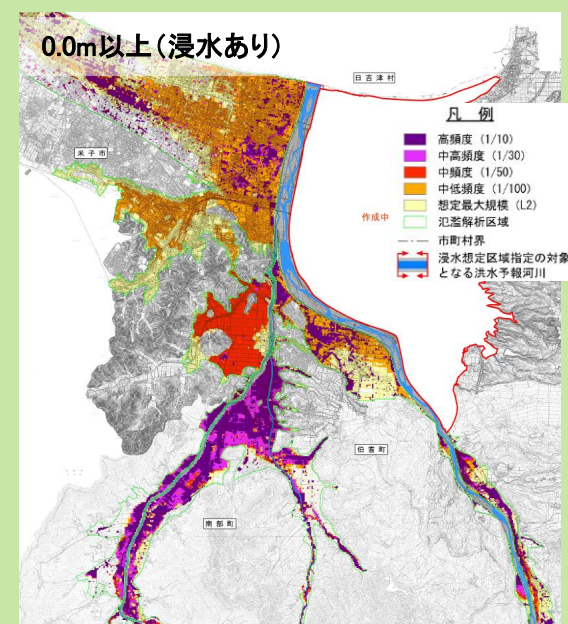
多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎(0.0m以上(浸水あり)、0.5m以上(床上浸水相当)、3.0m以上(一階居室浸水相当))に重ね合わせて作成した図面。



公表済

【内外水統合型リスクマップ】

その他河川や下水道からの氾濫による浸水を内外水一体型で表現した図面。浸水深毎(0.0m以上(浸水あり)、0.5m以上(床上浸水相当)、3.0m以上(一階居室浸水相当))に重ね合わせて作成。

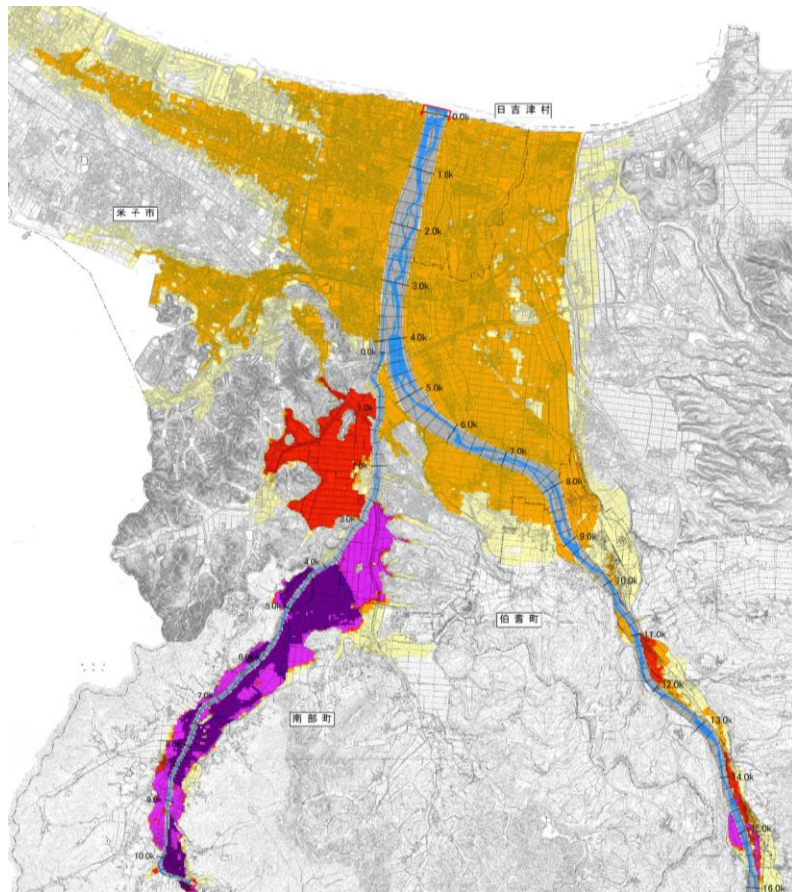


今回公表(一部)

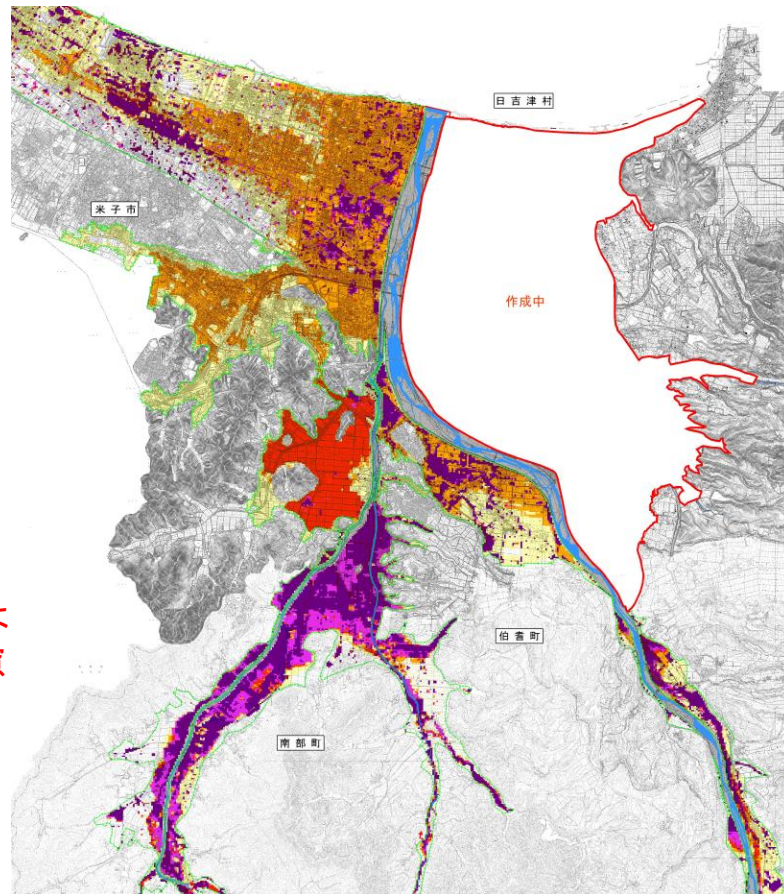
内外水統合型リスクマップについて

- 公表済の水害リスクマップは、主要河川である日野川と法勝寺川の氾濫のみによる水害リスクを示したものである。
- 内外水統合型リスクマップは、流域治水の推進を目的として、国管理河川に加え県管理河川や雨水出水による氾濫についても考慮している。これにより、日野川の堤防が破堤するような大規模洪水による浸水リスクと併せて、支川からの氾濫や内水氾濫など中高頻度の洪水による浸水リスクを表現することが可能となる。
- ただし、日野川下流右岸ブロックについては、現在作成中であり公表は令和8年度以降を予定している。

水害リスクマップ(浸水頻度図)



内外水統合型リスクマップ



県管理河川・
雨水出水による
氾濫を考慮

浸水深3m以上(1階居室浸水相当)の浸水が想定される範囲



内外水統合型リスクマップの公表について

- 本資料3ページから5ページでお示した内外水統合型リスクマップは、事務局(日野川河川事務所)Webサイトで一部公開する予定です。
- 公開にあたって、内外水統合型リスクマップの公開可否に関する採決を書面にて実施します。

別紙-1

書面表決書

令和 年 月 日

協議会委員名： _____

第11回日野川流域治水協議会における下記議案について、次の通り表決します。

議案	承認する	承認しない
内外水統合型リスクマップを事務局(日野川河川事務所)Webサイトで一部公開することについて		

「承認する」「承認しない」いずれかの欄に○印を記入してください。

(承認しない場合には、ご意見を記入して下さい。)

※書面表決について、令和7年12月24日(水)までに下記担当までメールにて提出をお願いします。

〈提出・問合せ先〉
日野川流域治水協議会事務局
国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 流域治水課
電話：0859-27-2420(課直通)
(担当:鷹家、岩井)

左の書面表決書(開催案内に添付)について、下記担当までメールにて提出をお願いします。

〈提出期限〉

令和7年12月24日(水)

〈提出・問合せ先〉

日野川流域治水協議会事務局
国土交通省 中国地方整備局
日野川河川事務所 流域治水課
(担当:鷹家、岩井)

電話:0859-27-2420(課直通)

Mail: iwai-y87td@mlit.go.jp

特定都市河川について

特定都市河川について

～気候変動下での流域治水の推進～

- 社会資本整備審議会河川分科会では、令和元年10月の国土交通大臣からの諮問を受け、令和2年7月に答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を取りまとめ、氾濫域も含め流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策（「流域治水」）への転換が提言された。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

〔国・市・企業、住民〕

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留

〔国・県・市・利水者〕

治水ダム建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

河川区域

〔国・県・市〕

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

〔国・県・市〕

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

〔国・県〕

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

〔国・市・企業、住民〕

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす

〔国・県・市〕

二線堤の整備、
自然堤防の保全



③被害の軽減、早期復旧・復興 のための対策

土地のリスク情報の充実

〔国・県〕

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

氾濫域

避難体制を強化する

〔国・県・市〕

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

〔企業、住民〕

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

〔企業、住民〕

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

〔国・企業〕

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

〔国・県・市等〕

排水門等の整備、排水強化

特定都市河川について

～気候変動下での流域治水の推進～

- 近年激甚化・頻発化する水災害を踏まえ、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高め、強力に推進する必要がある。
- そこで、全国の一級水系等で「流域治水プロジェクト」が策定・公表されるとともに、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(流域治水関連法)が整備され、令和3年11月に全面施行された。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発
例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大



流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等



流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、
「流域治水」を本格的に実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

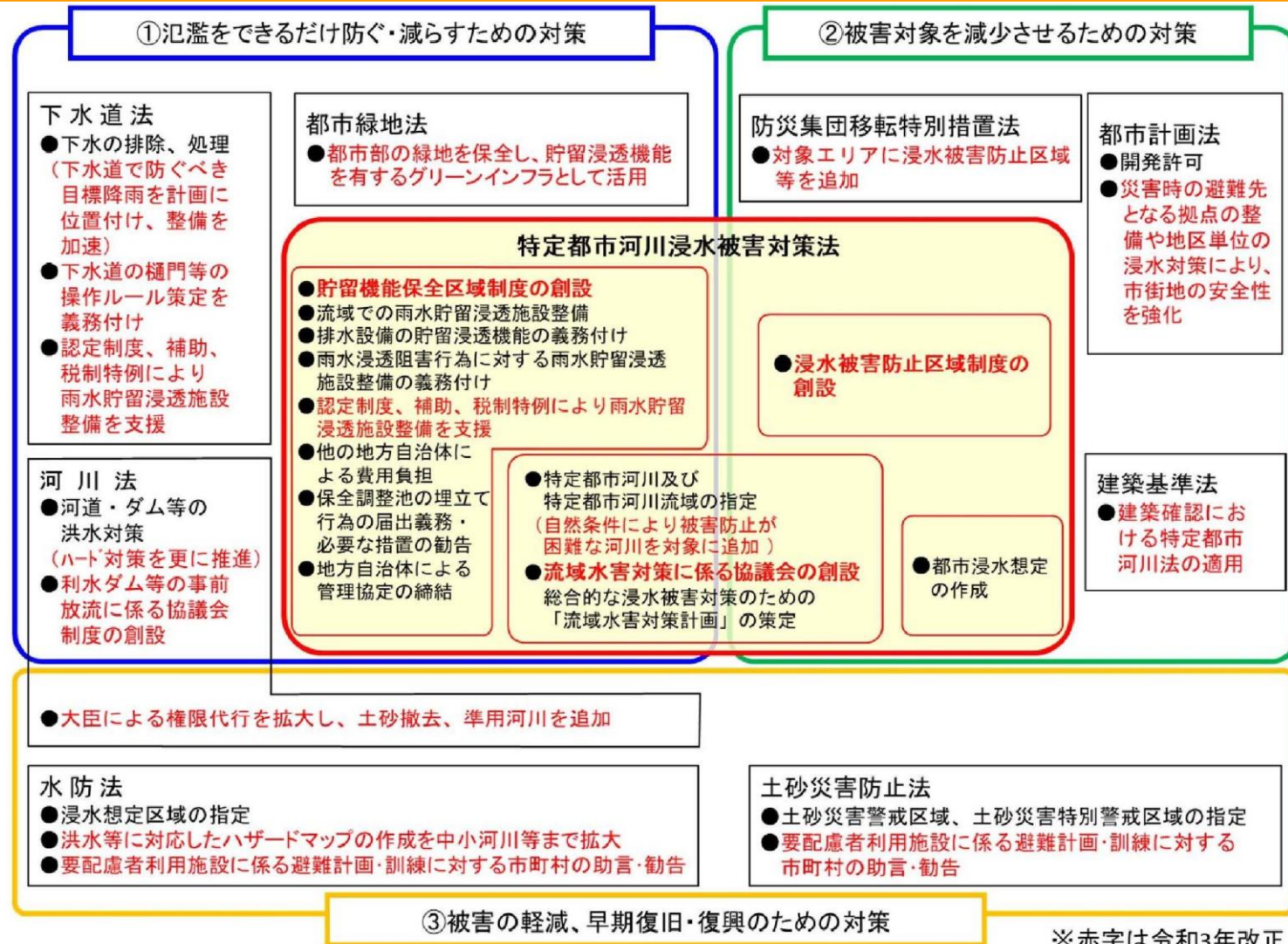


出典：国土交通省HP

特定都市河川について

～特定都市河川浸水被害対策法～

- 流域治水関連法では、流域治水に係る9つの法律が一体的に改正されており、ハード・ソフト一体で総合的、かつ多層的な流域治水対策を推進するための法的枠組みとなっている。



※赤字は令和3年改正

出典：国土交通省HP

特定都市河川について

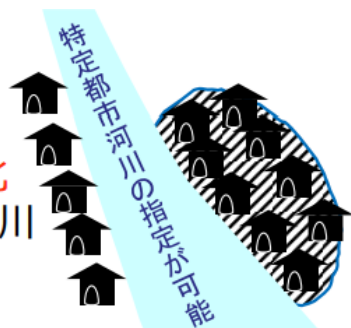
～特定都市河川の指定対象～

- 気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、法改正前の「市街化の進展」以外の要因により、河道等の整備による浸水被害の防止が困難となる状況が生じている。
- そこで、「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状況」「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」を要因として浸水被害の防止が困難な河川を指定の対象に加えることとされた。

特定都市河川の指定対象

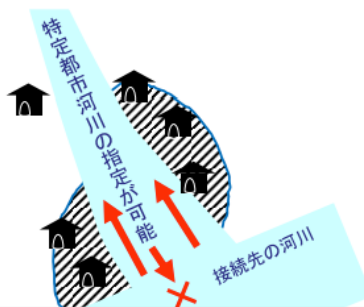
市街化の進展

市街化の進展が著しく、
流域内可住地の市街化
率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや
接続先の河川への排水制限が
想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等
のため河道整備が困難又は
海面潮位等の影響により排
水が困難な河川



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月）

特定都市河川について

～特定都市河川の指定等の状況～

- 今年9月時点で、36水系419河川が指定されている。
- 鳥取県内では、県東部の塩見川が指定に向けた検討を行っている。

特定都市河川の指定等の状況(令和7年11月1日時点)

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**36水系419河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:29水系351河川)

○**流域水害対策計画**は、**21水系315河川**で策定されている(法改正前:7水系55河川、法改正後:14水系260河川)

【凡例】

◇: 法改正前 指定済み特定都市河川(代表河川)

◆: 法改正後 指定済み特定都市河川(代表河川)



白地図(国土地理院)を加工して作成

出典: 国土交通省HP

特定都市河川の指定でできるようになること

- 指定によって、以下①～④に関する取組を実施することができる。
- ①流域開発による雨水流出量を今以上に増やさない
- ②雨水の貯留・浸透対策の進捗により、雨水の流出量を減らす
- ③貯留機能があるエリアを今後も保全する
- ④浸水エリアに土地利用規制を適用するなど、危険なエリアには住ませない・安全な場所に移転する等の対策を講じる



特定都市河川の指定でできるようになること

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく取組例～

■ 関連法に基づき、様々な取り組みを推進することができる

雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000㎡※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することができる**制度を創設**

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象：地方公共団体



浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制とする**
被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業※等)



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住みづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ



雨水貯留浸透施設の例

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月）を踏まえ作成

特定都市河川でできるようになること

～特定都市河川制度のメリット～

- 特定都市河川に指定されることで、様々なメリットを享受できる。

○各分野横断的な計画の策定・意思決定プロセスの明確化

- ・「流域水害対策協議会」を設置し、河川管理者・下水道管理者・都道府県・市町村など流域関係者が参画
- ・河川、下水道、まちづくり、農林業など、各分野横断的な流域対策を検討し、「流域水害対策計画」を策定
- ・協議会での議論を通じて、浸水被害防止対策の意思決定プロセスが明確化

○河川整備の加速化

- ・特定都市河川流域における対策を推進するため、河川整備の予算措置において一定の配慮（重点化）

○流域対策における予算補助・税制上の特例措置等

①予算補助（特定都市河川浸水被害対策推進事業）

- ・流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用
- ・地公体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備
- ・二線堤の整備（貯留機能保全区域・浸水被害防止区域）
- ・排水施設の整備（貯留機能保全区域）
- ・宅地嵩上げ等又は家屋移転（貯留機能保全区域・浸水被害防止区域）
- ・流域対策の具体化や合意形成に必要となる調査・検討等

②税制上の特例措置

- ・固定資産税の減免（雨水貯留浸透施設）
- ・固定資産税・都市計画税の減免（貯留機能保全区域内の土地）

③その他

- ・国有地の無償貸付・譲与（雨水貯留浸透施設）

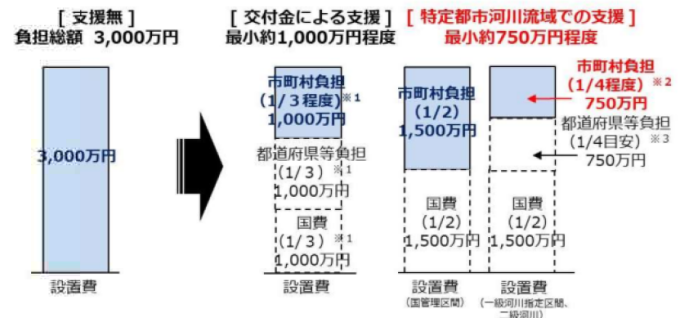
■ 雨水貯留浸透施設整備の支援

＜交付金による支援＞（R3.4～）

予算：国の補助率：1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

＜特定都市河川流域での支援＞（R3.11～）

予算：国の補助率：1/2



注）試算上の金額は全て仮の金額です
また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

- ※1 国の補助金を最大限活用した場合（地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合）としています
一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、市町村負担は1/4程度となります
- ※2 都道府県等の負担分は、負担額の5割について特別交付税措置を講ずることとしています

特定都市河川の指定でできるようになること

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく取組例～

- 特定都市河川の指定により、施策によって財政的支援、補助等が受けられる。
- 「②貯留・浸透対策により流出量を減らす（貯留・浸透機能の向上）」の例では、固定資産税の2／3減免される。

○ 公共に加え、民間企業等が雨水貯留浸透施設の整備を進めてもらえるよう、財政的な支援等が可能になる（既設調整池、池沼・ため池等を改良含む）

☑ 補助率の嵩上げ：公共・民間整備でも $1/3 \rightarrow 1/2$ ※

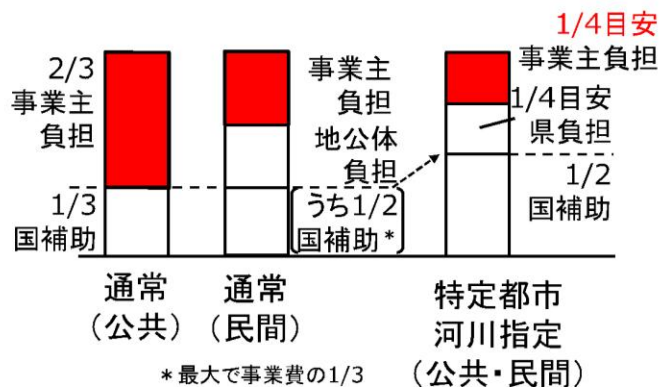
※県管理区間の流域内（指定区間内の一級、二級河川）は $1/4$ を目安に県が負担する（整備主体が $1/4$ 程度負担で済む）

なお、その場合の民間整備に対する地方負担額の5割に特別交付税措置が講じられる

☑ 固定資産税の2／3減免

【補助率嵩上げのイメージ】

（県管理区間の流域内の場合）



（雨水貯留浸透施設の例）



出典：内閣官房HPなどを踏まえ事務局で作成

特定都市河川の取り組みを進めるうえでの補助制度

- 流域水害対策計画の作成にあたり、調査・検討費用を支援する事業が創設されている。
(令和5年度から5年間の時限措置)

流域治水関連法(特定都市河川の指定拡大)による流域治水の深化

- 全国で進める「流域治水」の実効性の確保が急務。河川管理者の先導により特定都市河川の指定を進め、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりの早期実現を達成する。
- 国は、今後、全国で公表する5年間のロードマップに基づいた流域水害対策計画※の策定、浸水被害対策に対し、集中的に支援。

※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体等が共同して策定

背景・課題

- 近年、全国各地で激甚な浸水被害が発生しており、「流域治水」の実効性の確保が喫緊の課題。
- このため、河川管理者が水害リスクの高い地域の特定都市河川指定を先導し、事前防災対策を推進。



新規事項

- 流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県による特定都市河川指定を強力に推進。

※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加

対象: 都道府県

拡充内容: 令和5年度から5年間の時限措置として、流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援

- 流域水害対策計画に位置づけられた、雨水貯留浸透対策・土地利用規制等と一体的に行う河川管理者のハード対策には予算を重点措置。(R6継続)

(併せて取り組む事項)

- 国・都道府県の河川管理者は、水害リスクの高い河川について、今後5年間における特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定について流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表。

〈特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ(イメージ)〉

対策区分	河川	実施主体	工程				
			R5	R6	R7	R8	R9~
特定都市河川の指定 流域水害対策計画の策定	A川	国、A県 関係20市町	合意形成	指定	計画策定	浸水被害対策の実施	
	B川	A県 関係12市町村		計画検討 合意形成	指定	計画策定	浸水被害対策の実施
	C川	B県 関係5市町村			計画検討 合意形成	指定	計画策定 計画策定 浸水被害対策の実施

日野川における特定都市河川の今後の検討方針

- 日野川水系については、指定要件への該当確認を含めた特定都市河川に関する検討を、今後実施予定。
- 特定都市河川に指定された場合、続いて流域水害対策計画を策定。

■特定都市河川指定から対策実施までの流れ

特定都市河川の指定要件

以下の要件1～3の**すべてに該当**

要件1 都市部を流れる河川

要件2 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

要件3 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難



① 特定都市河川 指定

② 流域水害対策協議会 設置

※都道府県は任意

③ 流域水害対策計画 策定

浸水被害防止に向けて対策を実施

浸水被害防止の対策

【河川整備】

- ・河道掘削
- ・遊水地の整備
- ・排水機場の整備
- ・輪中堤の整備

【下水道整備】

【流出抑制対策】

- ・雨水浸透阻害行為の許可
- ・雨水貯留浸透施設の整備
- ・田んぼダムの取組
- ・ため池の活用

【保全調整池の指定】

【浸水被害防止区域の指定】

【貯留機能保全区域の指定】

など

日野川における特定都市河川の今後の検討方針

～特定都市河川の指定範囲～

- 特定都市河川流域は、特定都市河川として指定する区間の最下流端に係る集水域および同区間からの氾濫想定区域を一括して指定される。そのため、集水域の一部のみを指定することはできない。
- 特定都市河川の指定を進めるにあたり、流域自治体など関係者からの法定意見聴取などを実施する。

(参考)日野川流域

(2) 特定都市河川流域の指定範囲

特定都市河川流域の指定に当たっては、当該水域が流域治水に係る施策を講じる区域であることを踏まえ、下水道の排水区域を含む降雨が当該特定都市河川に流出する「集水域」、そして当該特定都市河川からの氾濫が想定される「氾濫想定区域」について指定する。

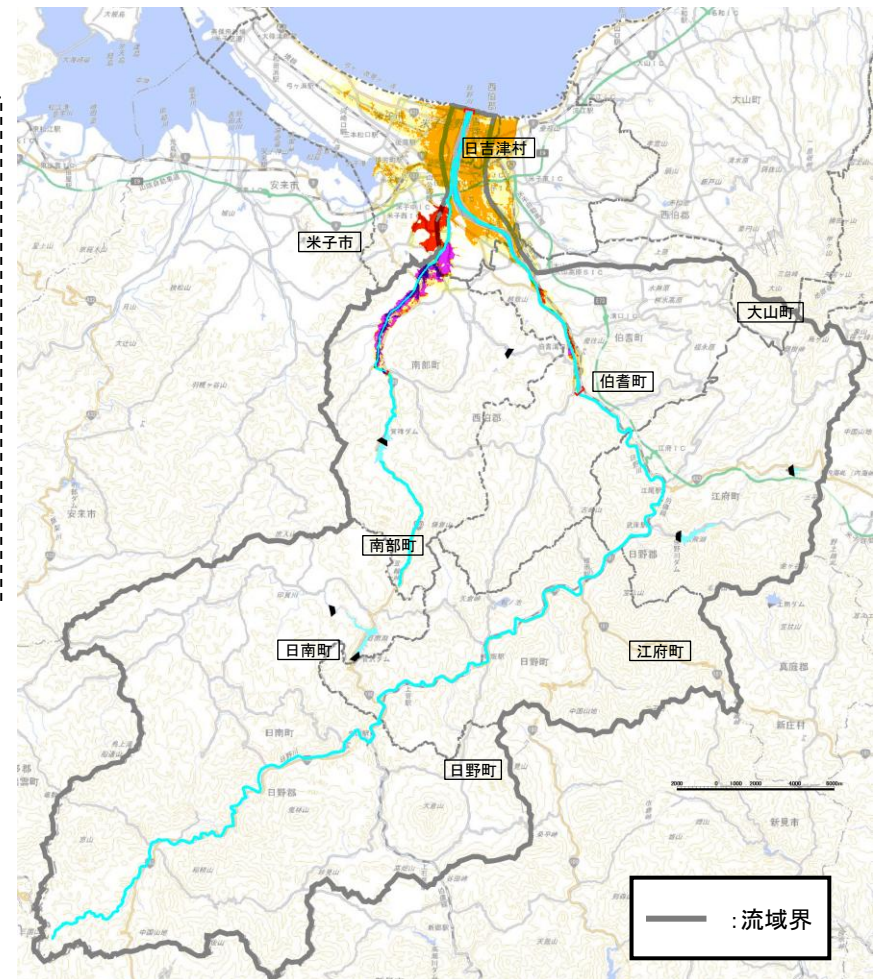
1) 集水域

集水域とは、ある地点において自然の地形、または、下水道による排水にしたがって雨水が集まる範囲で判断する。降雨規模により他流域からの流入がある場合は、1/10の確率降雨時に自然に雨水が集まる範囲で判断する。

なお、取水を目的とする導水路等により他の流域から人為的に集水する区域は、特定都市河川流域には含まれない。

また、特定都市河川流域は、特定都市河川として指定する区間の最下流端に係る集水域及び同区間からの氾濫想定区域を一括して指定するものであり、例えば、集水域の一部のみを指定することはできない。

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(令和7年3月)

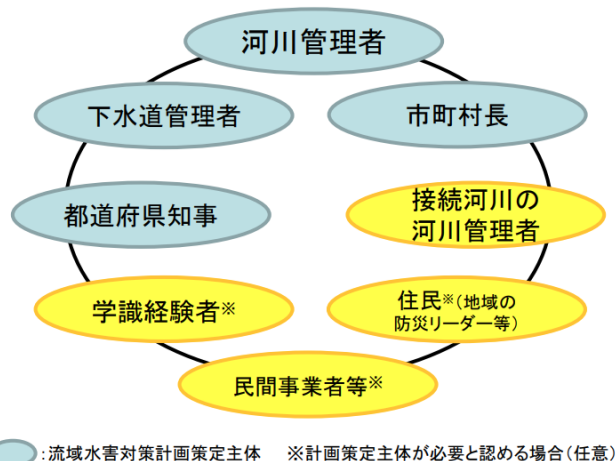


日野川における特定都市河川の今後の検討方針

■ 流域水害対策計画の策定にあたっては、流域水害対策協議会を設置する。

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が協働して「流域水害対策協議会」を設置し、「流域水害対策計画」を策定

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)

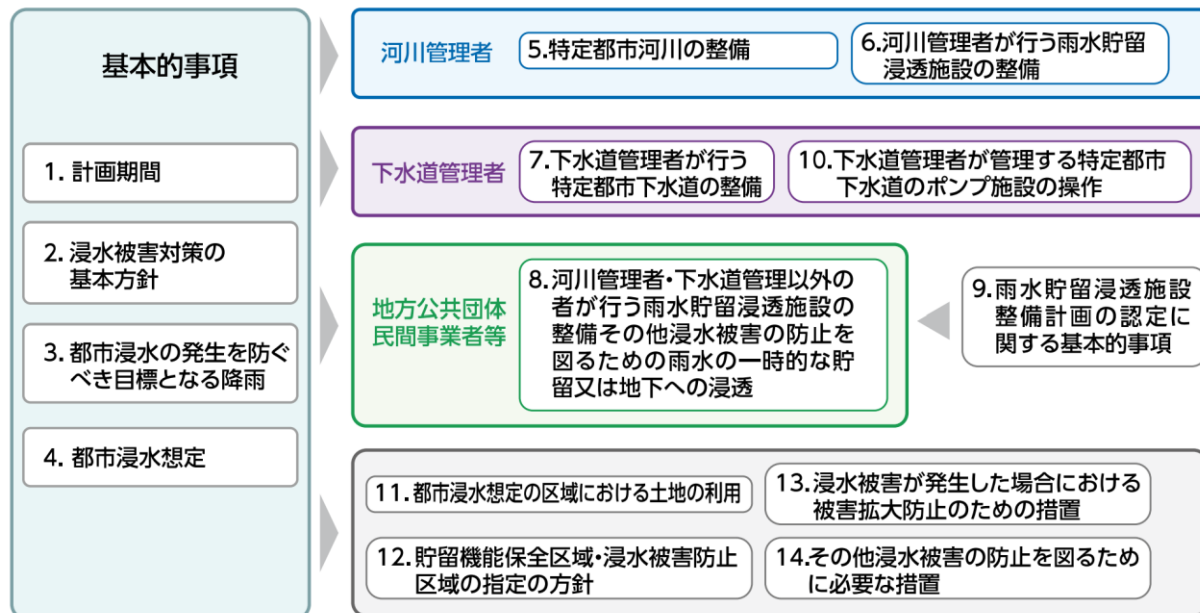
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

■ 流域水害対策計画に記載する事項



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月）
特定都市河川～みんなで取組む流域治水～（国土交通省水管理・国土保全局 令和6年6月）

鳥取県内での取組事例

～二級河川塩見川水系～

- 鳥取県の東部地区にある二級河川塩見川水系の流域は地形的特徴から浸水常襲地帯であり、昭和54年から浸水被害を防止・軽減するため堤防整備等の河川整備を進めていたが、令和5年7月豪雨では床上浸水13戸、床下浸水22戸が生じた。
- そこで、従来の河川整備だけでなく、流域治水の取組を推進し、浸水被害を少しでも軽減させるため、流域関係者との意見交換を行いながら特定都市河川の指定に向けた検討を進めることとしている。

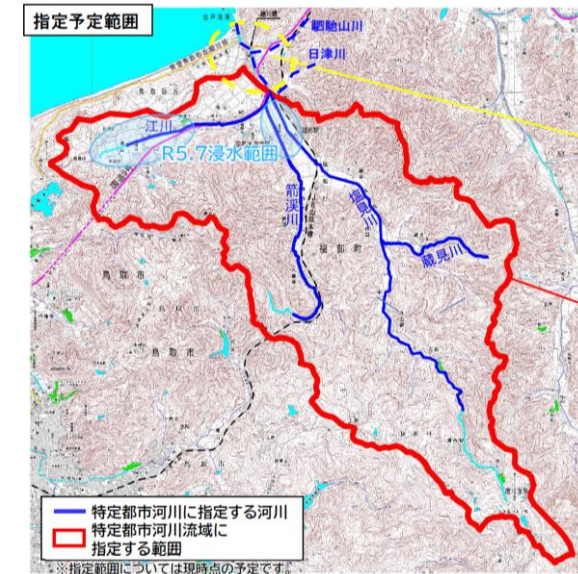
塩見川流域について

塩見川流域は周りが山地や砂丘地で囲まれており
降雨時には町内全域から塩見川に水が集まる

浸水被害を少しでも軽減するために、
河川に水をできるだけ集めないための
流域全体における治水対策(流域治水)が必要



塩見川流域の指定範囲について(案)



代表 河川	指定 河川数	実施 主体	工程					備考
			R5	R6	R7	R8	R9～	
塩見川	6河川	鳥取県、 関係1市		合意 形成	指定	計画検討	計画 策定	浸水被害 対策 の実施

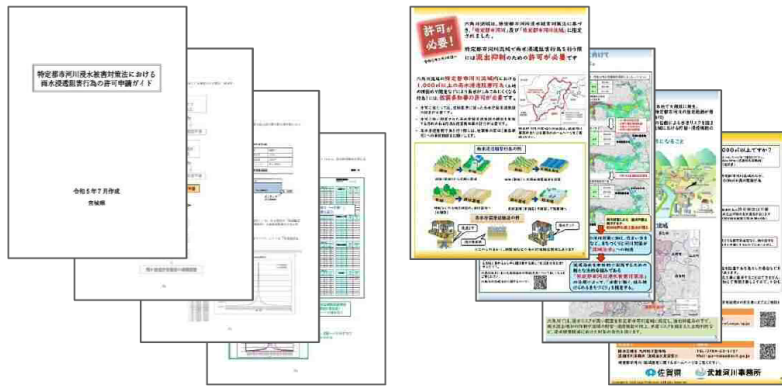
出典：塩見川流域での今後の治水対策について（令和6年10月 鳥取県）、鳥取県HP

より深く知りたい方は (1/4)

特定都市河川のポータルサイトの開設

- 特定都市河川浸水被害対策法に関する各制度の活用を促進するため、特定都市河川の指定等に関連する各種情報を掲載した『特定都市河川ポータルサイト』を開設しました(令和5年11月1日)。
- ポータルサイトでは、様々な自治体による雨水浸透阻害行為の技術指針や、各地方整備局等が設置した特定都市河川制度活用に関する相談窓口等の情報を紹介しています。

✓ 雨水浸透阻害行為の許可



審査・申請に関する技術指針等資料

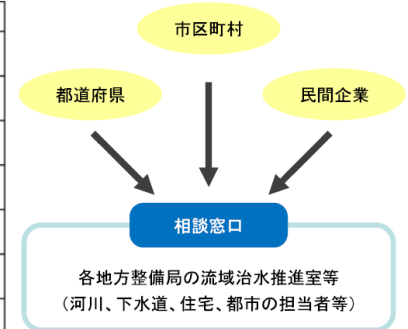
リーフレット、パンフレット等

地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為の許可等に係る事務の参考となるよう、先行自治体における雨水浸透阻害行為の許可等の技術指針等を掲載します。

✓ 地域の相談窓口

【地域の相談窓口 連絡先】

地方整備局等	連絡先
北海道開発局 流域治水推進室	011-709-2311(代表) hkd-ky-ryuikichisui@gxb.mlit.go.jp
東北地方整備局 流域治水推進室	022-225-2171(代表)(内線3613) thr-ryuikichisui@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局 流域治水推進室	048-601-3151(代表) ktr-tokutei_toshikasen@nyb.mlit.go.jp
北陸地方整備局 流域治水推進室	025-370-6770(直通) hrr-ryuikichisui-po@gxb.mlit.go.jp
中部地方整備局 流域治水推進室	052-953-8257(直通) cbr-s852370@mlit.go.jp
近畿地方整備局 流域治水推進室	06-6945-6355(直通) kkr-ryuikichisui-byall@gxb.mlit.go.jp
中国地方整備局 流域治水推進室	082-221-9231(代表)(内線3631) chugoku-ryuikichisui@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局 流域治水推進室	087-811-8317(直通) skr-kawakei@mlit.go.jp
九州地方整備局 流域治水推進室	092-476-3523(直通) qsr-tokuteitosikasen@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局 河川課	098-866-1911



※■を@に置き換えてください。

各地方整備局等に特定都市河川制度活用に関する相談窓口を設置し、地方公共団体等に応じた制度活用等を支援します。

>>> 今後も情報の更新、コンテンツの追加を実施していきます23

より深く知りたい方は (2/4)

特定都市河川のポータルサイトの更新(R7.3.31)(1/3)

➤『特定都市河川ポータルサイト』のコンテンツをR7.3.31に追加しました。

通知・運用

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について

- 特定都市河川浸水被害対策法の運用について

- 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン及び事例集
- NEW!

法改正後の状況を踏まえ内容を更新

- 改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき「浸水被害防止区域内における建築物の構造方法基準」の解説 WEB説明会

■ ダウンロード

全編 (Ver 1.1)

- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月版）

分割 (Ver 1.1)

- ・表紙、目次

- ・第1章 総論

- ・第2章 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

- ・第3章 流域水害対策協議会

- ・第4章 流域水害対策計画の策定

- ・第5章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等

- ・第6章 雨水浸透阻害行為の許可と保全調整池の指定

- ・第7章 貯留機能保全区域の指定

- ・第8章 浸水被害防止区域の指定

- 工 · 卷末資料

事例集

最新の事例を踏まえ、実務関係の事例集を作成

- ・特定都市河川浸水被害対策法施行に係る実務関係事例集（令和7年3月版）



出典：令和7年度7月9日「流域治水」の理解促進・機運醸成に向けた意見交換会（中国ブロック）配付資料

特定都市河川のポータルサイトの更新(R7.3.31)(2/3)

➤ 『特定都市河川ポータルサイト』のコンテンツをR7.3.31に追加しました。

パンフレット

● 特定都市河川パンフレット

● 特定都市河川パンフレット(軽量版)

● 大和川流域における全国初の貯留機能保全区域の指定について **NEW!**

全国初の貯留機能保全区域指定を取り上げ区域指定を促進

全国初！！貯留機能保全区域の指定

(令和6年7月30日指定、大和川水系大和川流域(奈良県) 川西町・田原本町)

- 貯留機能保全区域は、その土地が元来有している洪水や雨水を一時的に貯留する機能を保全していくことを目的として指定するものです。
- 今回の奈良県川西町、田原本町の区域指定により浸水被害の拡大を抑制するとともに、その機能が将来にわたり保全されることが期待されます。

大和川水系大和川流域

大和川流域の概要

大和川は、その源を奈良県桜井市の笠置山地に発し、奈良盆地、亀の瀬狭部、河内平野を経て大阪湾に注ぐ、幹川流路延長68km、流域面積1,070km²の一級河川である。

大和川流域は、山が深く保水能力が低いため、昔から水不足や水害に悩まされてきた。特に、山地から亀の瀬狭部までの中上流域では奈良盆地の低平地を流れ、亀の瀬狭部に向けて166本の川が放射状に1本に集まるなど、水害が発生しやすい特性を有している。

大和川流域図

貯留機能保全区域

川西町 (唐院地区)

田原本町 (西代地区)

貯留機能保全区域の標識及び石碑 (唐院地区)

令和6年7月30日(火)に開催された奈良県知事定例会見

より深く知りたい方は (4/4)

特定都市河川のポータルサイトの更新(R7.3.31)(3/3)

➤ 『特定都市河川ポータルサイト』のコンテンツをR7.3.31に追加しました。

雨水浸透阻害行為の許可

調整池容量の計算

貯留池容量計算システムでは、宅地等にするために行う土地の形質の改変などの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算することができます。

※システムの機能を改善し、Ver2.1としてリリースしました。

調整池容量計算システム 

システムの改修とシステムの操作方法を追加

雨水浸透阻害行為の技術指針等

地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為に係る事務の参考となるよう各地方公共団体における雨水浸透阻害行為の調査・指導指針等を掲載しています。

※法改正前に特定都市河川指定された河川（流域）における資料を掲載しました。詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

① 雨水浸透阻害行為の事柄に関する参考資料

● 雨水浸透阻害行為のよくある質問について **NEW!**

自治体向け＆開発事業者向けのQA集を作成

No.		種別	問い合わせ内容	回答	計画	
					事業費	自治体
1	特定都区市町村及び特定都区市町村圏域とは		法政のありとる調査が協議して治水計画に盛り込む「治水地区」の指定は法律の枠組みを適用しない「実地調査によるため、特定都区市町村外指定区域の指定決定、審定は指定する見直し及びその有効性の検証が必要である。			
1	特定都区市町村及び特定都区市町村圏域とは		法政のありとる調査が協議して治水計画に盛り込む「治水地区」の指定は法律の枠組みを適用しない「実地調査によるため、特定都区市町村外指定区域の指定決定、審定は指定する見直し及びその有効性の検証が必要である。			
2	特定都区市町村及び特定都区市町村圏域とは指定された「治水地区」であるのか。		指定に基づいて「治水地区」の各指定区域の指定が可能となる。			
2	特定都区市町村及び特定都区市町村圏域とは指定された「治水地区」であるのか。		治水地区指定の条件についても、治水地区指定を推進して治水計画に盛り込む。			
3	治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。		治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。			
3	治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。		治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。			
4	治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。		治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。			
4	治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。		治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。			
5	治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。		治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。			
5	治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。		治水地区指定の指定された治水地区は、特定都区市町村の治水計画に指定されている。			

調整池容量計算の解説
～検討フローとExcel操作～

出典：令和7年度7月9日_「流域治水」の理解促進・機運醸成に向けた意見交換会（中国ブロック）配付資料